

和 泉 市
国土強靱化地域計画
(素案)



2021 (令和3) 年 月

和 泉 市



はじめに

平成 7 年の阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災、令和元年東日本台風における風水害など自然災害が頻発しており、本市でも平成 29 年台風第 21 号、平成 30 年台風第 21 号により多くの被害が発生しました。

和泉市ではこうした自然災害から市民の皆さまの「いのち」を守るため、過去の災害の経験・教訓を活かし、受援計画の策定、タイムラインの策定、「避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル」「災害初動マニュアル」「避難所開設・運営マニュアル」などの各種マニュアル関係の見直しを実施し市民の安全・安心の確保のために、防災・減災対策に取り組んでいます。

また、このたび、自然災害等に対する本市の脆弱性を評価し「強靱化」の視点から、社会基盤の整備を推進し、事前防災や発災時における被害の軽減を図る「和泉市国土強靱化地域計画」を策定しました。

目 次

第 1 章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ	1
I 趣旨	1
II 計画の位置づけ	1
第 2 章 和泉市の地域特性	2
I 和泉市の地域特性	2
II 和泉市の人口	3
III 災害の歴史と被害想定	4
第 3 章 基本的な考え方	9
I 基本目標	9
II 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	10
III 対象とする災害（リスク）	11
IV 計画の期間	11
第 4 章 脆弱性評価	12
I 脆弱性評価と施策分野別取り組み、個別事業（具体的な取り組み）の関係性	12
II 脆弱性評価	12
III 施策分野の設定	12
IV 取り組みの推進と見直し	20
【別紙 1】 脆弱性評価結果	21
【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取り組み）	30

第 1 章 国土強靱化地域計画策定の目的と位置づけ

I 趣旨

わが国は、これまで阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨による災害、令和元年東日本台風による災害等の大規模自然災害を数多く経験してきた。本市でも地震災害はもとより、大型台風や集中豪雨などによる風水害など、災害への備えが重要な課題となっている。

これらの経験を踏まえて、いかなる災害が発生しても人命を守り、致命的な被害等を回避し、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平常時から構築しておくことが重要となっている。

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成 26 年 6 月に国において「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という）」が策定され、災害教訓等を踏まえ平成 30 年 12 月に見直しが行われた。また、大阪府においても平成 28 年 3 月に「大阪府強靱化地域計画」を策定したのち、令和 2 年 3 月に改定版を策定したところである。

今後、国全体の国土強靱化政策や大阪府の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国・府や各市町村、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、本市においても、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針となる「和泉市国土強靱化地域計画」を策定し取り組みを推進するものである。

II 計画の位置づけ

本計画以外の強靱化に関する市の計画等の「最上位計画」として、市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための検討や各分野の個別計画を策定する際の指針となる。

なお策定にあたっては、国の「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を確保し、「和泉市総合計画」と整合を図る。

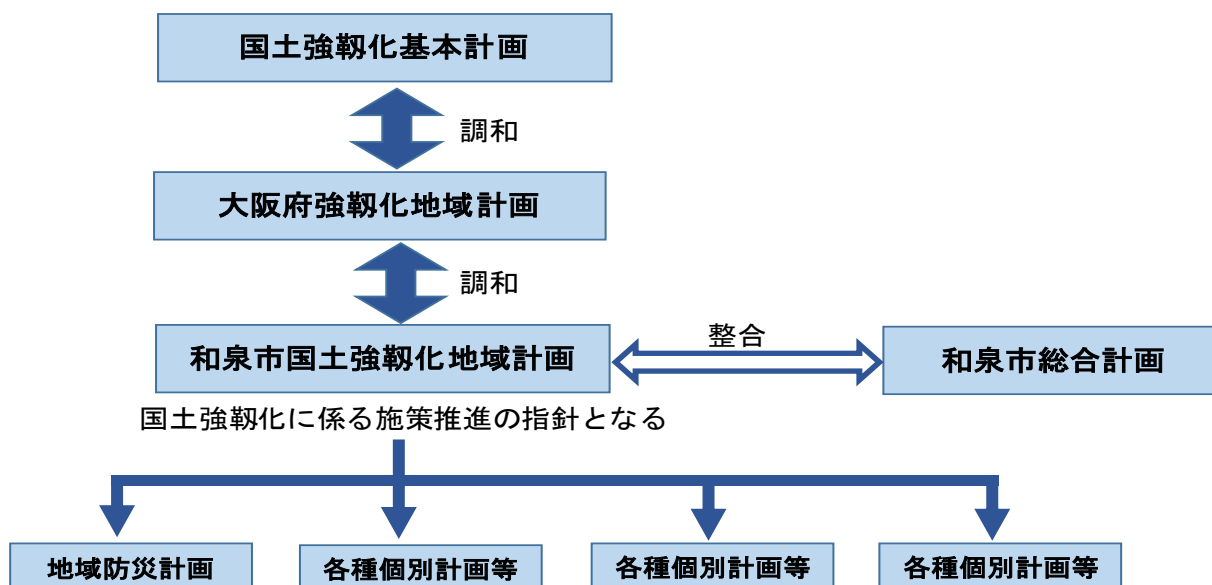


図 1.2.1 本計画の位置づけ

第2章 和泉市の地域特性

I 和泉市の地域特性

(1) 位置

和泉市は大阪府南西部に位置し、大阪都心から約25km関西国際空港から約20kmの距離にある。

市域の面積は84.98km²で、東西に約7km、南北に約19kmと細長い形状をしている。

(2) 地勢

市域は、南に和泉山脈の一部を構成する山地、そこから北に向かって丘陵地、平野と3区分に大別される。標高の最も高いところは三国山の885.7mであり、最も低いところは9.2mである。

丘陵地から平野に向かって緩やかに傾斜し、槇尾川、松尾川の2つの河川により信太山台地、観音寺台地、摩湯山台地の3つの台地と平野部に分けられている。

また、大野池、光明池、梨本池、谷山池といった主に丘陵部の縁辺部から台地の南北方向にため池が数多くみられる。

南部の農山村集落及び山林、中部の丘陵部における新市街地や商工業地、北部の平野部における住宅地や商工業地が分布している。



図 2.1.1 和泉市の位置



出典：第2次和泉市都市計画マスタープラン
平成29年3月策定

図 2.1.2 和泉市道路網及び河川位置

II 和泉市の人口

「トリヴェール和泉」を中心とした住宅開発の進展により、人口が増加してきたが、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来の波は非常に大きく、本市においても、人口の減少は避けられない状況にある。

令和2年3月末現在の住民基本台帳人口は、18万5,790人となっており、年齢別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）が減少し、老年人口（65歳以上）が増加している。

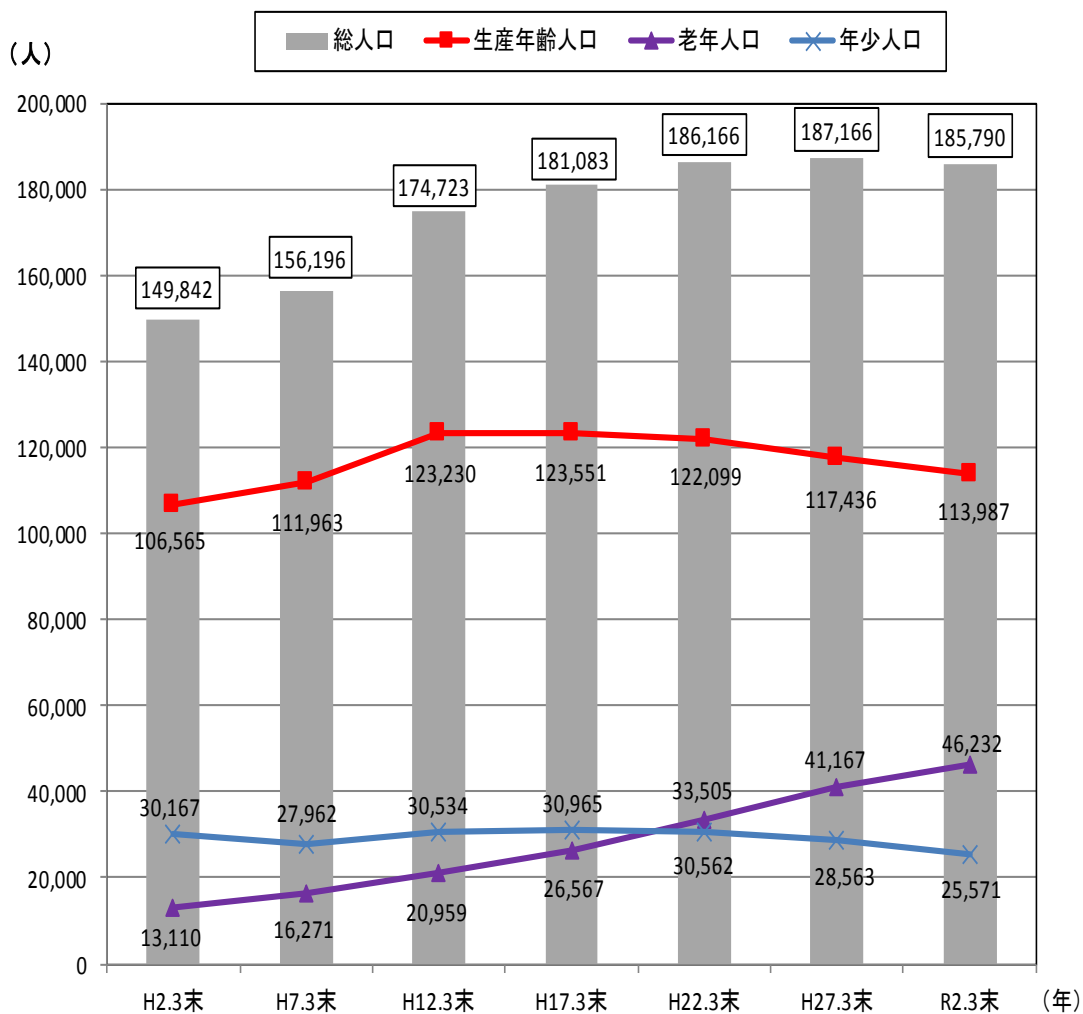


図 2.2.1 総人口および年齢 3 区分別人口の推移

出典：住民基本台帳人口をもとに作成

Ⅲ 災害の歴史と被害想定

(1) 災害履歴

大阪府に被害を及ぼした主な地震を表 2.3.1 に示す。府内への被害としては宝永地震や南海地震などの海溝型地震において被害を受けているほか、2013 年に淡路島付近で発生した地震、2018 年の大阪府北部を震源とする地震などの内陸活断層による地震によっても被害が発生している。

表 2.3.1 大阪府に被害を及ぼした主な地震

西暦（和暦）	名称又は震央の地名	マグニチュード	大阪府内の主な被害 （括弧は全国での被害）
887年8月26日 （仁和3）	南海道沖	8.0～8.5	津波による死者多数。（南海トラフ沿いの巨大地震）
1361年8月3日 （正平16）	南海道沖	8 _{1/4} ～8.5	四天王寺倒壊、津波による死者数百名。（南海トラフ沿いの巨大地震）
1510年9月21日 （永正7）	摂津河内	6.5～7.0	河内藤井寺、その他2社倒壊。人家の被害多数。
1579年2月25日 （天正7）	摂津	6.0	四天王寺の鳥居崩壊。
1596年9月5日 （慶長1）	京都及び畿内 （伏見地震）	7 _{1/2}	堺で死者600人、大阪も人家被害多数。
1662年6月16日 （寛文2）	琵琶湖西岸	7 _{1/4} ～7.6	高槻城、岸和田城破損。大阪で若干の死者。
1707年10月28日 （宝永4）	宝永地震 （東南海道沖）	8.6	大阪で死者約750人、他に津波により死者多数、船舶被害1,300、落橋50。
1854年12月23日 （安政1）	安政東海地震	8.4	大阪で倒壊200軒。（東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約30,000、死者2,000～3,000人。）
1854年12月24日 （安政1）	安政南海地震	8.4	津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10。（南海沖の巨大地震。安政東海地震の被害と区別するのが難しい。）
1891年10月28日 （明治24）	濃尾地震	8.0	死者24人、負傷者94人、全壊1,011、半壊708。
1899年3月7日 （明治32）	紀和地震	7.0	大阪砲兵工廠、小学校等損傷。
1927年3月7日 （昭和2）	北丹後地震	7.3	死者21人、負傷者126人、全壊127、半壊117。
1936年2月21日 （昭和11）	河内大和地震	6.4	死者8人、負傷者52人、全壊18、半壊89。
1944年12月7日 （昭和19）	東南海地震	7.9	大阪市内で死者6人、負傷者120人、全壊122、半壊（小破を含む）2,500。
1946年12月21日 （昭和21）	南海地震	8.0	死者32人、負傷者46人、全壊261、半壊217。
1952年7月18日 （昭和27）	吉野地震	6.8	死者2人、負傷者75人、全壊9、半壊7。
1995年1月17日 （平成7）	兵庫県南部地震	7.3	死者31人、負傷者3,589人、全壊895、半壊7,232。（死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、住家全壊104,906。）
2000年10月6日 （平成12）	鳥取県西部地震	7.3	負傷者4人。
2004年9月5日 （平成16）	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者10人。
2013年4月13日 （平成25）	淡路島付近	6.3	負傷者5人。
2018年6月18日 （平成30）	大阪府北部地震	6.1	死者6人、負傷者369人、全壊21、半壊454、一部破損約56,873。

(2) 被害想定（地震被害）

大阪府が実施した「大阪府地震被害想定」（平成 19 年 3 月、大阪府）、「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」（平成 24 年 11 月、大阪府）において想定された地震被害想定のうち、市域における被害量を次表に示した。

これら大阪府の地震被害想定によると、本市においては、「上町断層帯 B」や「中央構造線断層帯」など、海溝型の地震は「南海トラフ巨大地震」による地震により市域への被害が想定されている。

表 2.3.2 地震被害想定

想定地震	上町断層帯A 上町断層帯B	生駒断層帯	有馬高槻断層帯	中央構造線 断層帯	東南海・南海	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.3~7.7	マグニチュード (M) 7.7~8.1	マグニチュード (M) 7.9~8.6	
	計測震度 A)5 強~6 強 B)5 強~7	計測震度 4~5 強	計測震度 4~5 弱	計測震度 6 弱~6 強	計測震度 5 強~6 弱	
建物全半壊 棟数	全 壊 A) 3,157 棟 B)11,359 棟	全 壊 5 棟	全 壊 0 棟	全 壊 473 棟	全 壊 511 棟	
	半 壊 A)4,845 棟 B)9,321 棟	半 壊 15 棟	半 壊 1 棟	半 壊 1,066 棟	半 壊 1,100 棟	
炎上出火件数	A) 2 (3) 件 B)13 (16) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	0 (0) 件	
死傷者数	死 者 A) 18 (27) 人 B)224 (338) 人	死 者 0 (0) 人	死 者 0 (0) 人	死 者 0 (0) 人	死 者 0 (0) 人	
	負 傷 者 A) 1,667 (2,437) 人 B)2,073 (3,002) 人	負 傷 者 3 (5) 人	負 傷 者 0 (0) 人	負 傷 者 282 (415) 人	負 傷 者 314 (448) 人	
り災者数	A)30,118 人 B)77,689 人	63 人	2 人	5,317 人	4,244 人	
避難所生活者	A) 8,735 人 B)22,530 人	19 人	1 人	1,542 人	1,231 人	
ライフライン	停電	A) 7,584 軒 B)23,359 軒	0 軒	0 軒	1,213 軒	1,213 軒
	ガス供給 停止	A)28,000 戸 B)51,000 戸	0 戸	0 戸	0 戸	0 戸
	断水	A)33.8% B)82.0%	11.3%	0.0%	12.3%	5.3%
	電話不通	A) 3,029 回線 B)22,721 回線	168 回線	0 回線	1,683 回線	0 回線

※上記想定結果は、「平成 19 年 3 月 大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書」による。なお、各地震における被害想定結果は、対象断層において異なる破壊モデル等を用いた複数のシナリオでの想定を行った結果のうち、影響の大きい結果が採用されている。

※上町断層帯地震については、北部に破壊開始点を設定するシナリオ（A）と南部に破壊開始点を設定するシナリオ（B）の結果が大きく異なることから、2つのシナリオが採用されている。

※出火件数は 1 日間の合計値。（ ）内は 3 日間の合計値

※死傷者数の（ ）内は早朝に発生したときの値

出典：「和泉市地域防災計画」（平成 30 年 12 月、和泉市防災会議）総則 第 4 節 災害の想定（p8）をもとに作成

(3) 和泉市内における風水害の災害履歴

本市における風水害による災害履歴は、下表に示すとおりであり、近年、特に平成 20 年以降は毎年のように台風や集中豪雨による被害が発生している。

表 2.3.3 和泉市内における風水害の災害履歴

発生年月日	災害の種類	被害状況	発生場所
昭和 25 年 9 月 3 日	ジーン台風	家屋全半壊 140 非住家全半壊 13 工場全半壊 15 倉庫全壊 5 官公衛 4	市内一円
昭和 27 年 7 月 10 日	梅雨前線による大雨	家屋全半壊 5 家屋流失 1 床上浸水 31 床下浸水 2,928 田畑流失町歩 18 田畑冠水 88 道路被害 8 崖崩 8 橋梁被害 2	市内一円
昭和 28 年 9 月 23 日	台風第 13 号	家屋全半壊 2 家屋流失 2 床上浸水 20 床下浸水 50 田畑流失町歩 3反(稲到伏47町、稲半到100町) 道路被害 3 橋梁被害 1 堤防被害 6 田畑冠水 6町	市内一円
昭和 36 年 9 月 15 日	第 2 室戸台風	家屋全半壊 398	市内一円
昭和 45 年 6 月 16 日	大池決壊	堤防決壊	一条院町 397番地の1
昭和 47 年 9 月 16 日	台風第 20 号	家屋半壊 2 家屋一部破損 4 床上浸水 1 床下浸水 688 道路決壊 8 橋梁流失 2 堤防決壊 4	市内一円
昭和 51 年 6 月 9 日	集中豪雨	家屋一部破損 1 床上浸水 4 床下浸水 260 道路決壊 11 堤防決壊 1	市内一円
昭和 54 年 6 月 27 日	集中豪雨	家屋全壊 2 道路決壊 4 家屋一部破損 1 道路冠水 18 床上浸水 12 河川(水路) 床下浸水 約700 溢水 16 決壊 22 崖くずれ 19	市内一円
昭和 57 年 8 月 1 日 ~3日	集中豪雨	家屋全壊 2 道路決壊 8 家屋半壊 2 道路冠水 市内各所 家屋一部破損 11 橋梁破損 1 床上浸水 16 河川溢水等 81 床下浸水 約3,900 崖くずれ 10	市内一円
平成 7 年 7 月 4 日	豪雨	床上浸水 10 床下浸水 28 道路冠水 5 道路陥没等 11 橋梁破損 5 河川溢水 12 河川護岸崩壊等 60 崖くずれ 19 田畑冠水等 18 林道崩壊等 51 農道崩壊等 21 (林業施設) (農業施設)	市内一円
平成 19 年 7 月 16 日 ~7月17日	豪雨	床下浸水 6 道路冠水 1 河川護岸崩壊等 6 崖くずれ 4	市内一円
平成 19 年 8 月 23 日	豪雨	床下浸水 1	府中
平成 20 年 5 月 25 日	豪雨	床下浸水 1	府中
平成 21 年 7 月 19 日	豪雨	道路冠水 1	松尾寺
平成 21 年 10 月 7 日 ~8日	台風第 18 号	道路冠水 1 河川護岸崩壊等 4 崖くずれ 5 農道崩壊等 2	市内一円
平成 21 年 11 月 11 日	豪雨	道路冠水 1	松尾寺

発生年月日	災害の種類	被害状況	発生場所
平成22年7月13日 ～14日	集中豪雨	道路陥没等 1 河川護岸崩壊等 1 崖くずれ 4 農道崩壊等 2	横山・南横山 地区
平成23年9月3日 ～4日	台風第12号	床下浸水 2 道路冠水 1 崖くずれ 12 河川護岸崩壊等 1	北松尾・南松 尾・横山地区
平成24年6月21日 ～22日	台風第5号	床下浸水 1 河川護岸崩壊等 1 崖くずれ 11 ため池越流 1	北松尾・南松 尾・横山地区
平成25年9月15日 ～9月16日	台風第5号	床下浸水 1 道路冠水 1	南池田・横山 校区
平成26年8月9日 ～10日	台風第11号	床下浸水 1 道路冠水 3 崖くずれ 5	横山・南横山 校区
平成26年10月13日 ～14日	台風第19号	床上浸水 1 床下浸水 2 道路冠水 4	市内一円
平成27年7月16日 ～18日	台風第11号	崖くずれ 5	横山・南横山 校区
平成29年10月22日～23日 10月29日	台風第21号 台風第22号	床下浸水 4 道路冠水 2 道路決壊 14 崖くずれ 55	市内一円
平成29年10月22日	台風第21号	避難所開設 12 箇所、床下浸水 4 件 道路冠水 2 件 道路決壊14件、崖崩れ55件	市内一円
平成30年9月4日	台風第21号	避難所開設 30 箇所 全壊 10、半壊 53 一部損壊 3,544 件、停電約 40,000 件、倒木多数	市内一円

出典：「和泉市地域防災計画」（平成30年12月、和泉市防災会議）資料編〔1 総則関連資料〕1-1 近年の災害時における和泉市内の被害状況をもとに一部修正し作成

(4) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）及び土砂災害（特別）警戒区域

河川氾濫は、槇尾川、松尾川流域の周辺地域に浸水被害が想定されている。また、平成 31 年 3 月に大阪府によって想定最大規模の浸水想定の変更がおこなわれている。（浸水想定については図 2.3.1）

【参考】 想定雨量 1 時間最大 101.4mm、24 時間最大 875mm

また、市内の主に山間部で土砂災害が想定されており、土砂災害警戒区域 447 箇所、土砂災害特別警戒区域 413 箇所が指定されている。（平成 28 年 9 月時点）

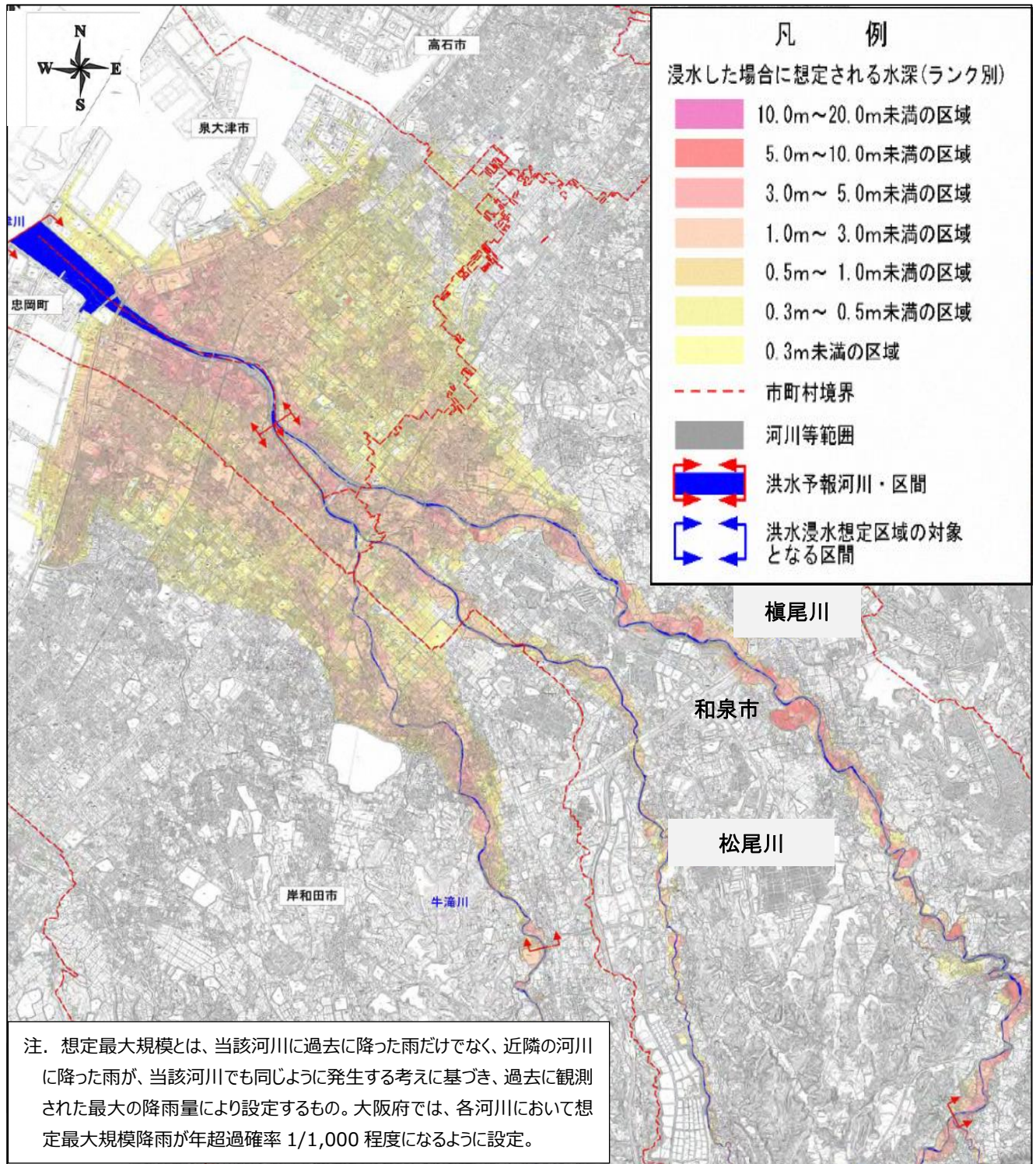


図 2.3.1 大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図
(想定最大規模) [和泉市の主な浸水範囲]

出典：「大津川水系大津川・槇尾川・東槇尾川・父鬼川・松尾川・牛滝川洪水浸水想定区域図」
(平成 31 年 3 月、大阪府鳳土木事務所) をもとに作成

第3章 基本的な考え方

I 基本目標

(1) 基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも次の事項を基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(2) 特に配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標を達成し、本市の安全安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら取り組む。

① 住民等の主体的な参画

住民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、本市まちづくりの柱のひとつである「協働のまちづくり」を念頭に、それぞれが主体的に行動し、取り組みを推進する。

② 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。

なお、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

③ 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を進める。

④ 広域連携の取組

大規模災害発生時には本市だけでは対応が困難な状況が想定されることから、府と連携を図りつつ、自治体間の連携や、民間団体等との災害協定の締結など、広域的な連携の取り組みを進める。

II 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標と本市の地域特性を踏まえ、基本計画及び大阪府強靱化地域計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして34の「起きてはならない最悪の事態」を下表のとおり設定した。

表 3.2.1 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	直接死を最大限防ぐ (4)	1-1	建物等の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (7)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する (2)	3-1	市役所機能の機能不全
		3-2	市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (2)	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生
5	経済活動を機能不全に陥らせない (4)	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (5)	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (5)	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備 (5)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

Ⅲ 対象とする災害（リスク）

市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、幅広い事象が想定されるが、先に示した災害履歴と被害想定のとおり、南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などによる地震災害、大型台風や集中豪雨等による河川氾濫等が想定されている。

国の基本計画が大規模自然災害を対象としていること、大阪府強靱化地域計画においても大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

なお、大規模自然災害とは、地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）を対象とする。

Ⅳ 計画の期間

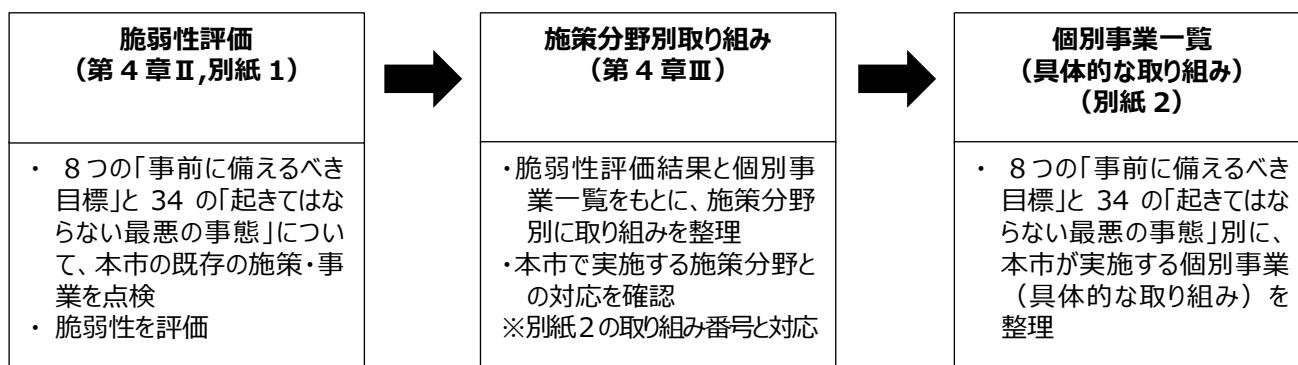
本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにするため、和泉市総合計画との整合性を図り、令和 7 年（2025）年度までを見据えて策定する。

なお、今後の社会経済情勢等の変化や関連施策の推進状況等を踏まえつつ、計画期間中においても必要に応じて随時見直しを行う。

第4章 脆弱性評価

I 脆弱性評価と施策分野別取り組み、個別事業（具体的な取り組み）の関係性

次に示す脆弱性評価と施策分野別の取り組み内容、個別事業（具体的な取り組み）の関係性は、下図のとおりである。



II 脆弱性評価

8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる34の「起きてはならない最悪の事態」について、本市の既存の施策・事業を点検し、現状の脆弱性を分析・評価した。また、評価結果をもとに、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取り組みを抽出し整理した。

脆弱性評価の結果は別紙1に記載するとともに、個別事業一覧（具体的な取り組み）を別紙2に記載した。

III 施策分野の設定

必要な具体的な取り組みは、本市で実施する施策分野との対応を確認するため、大阪府強靱化地域計画を踏まえた個別施策分野と横断的分野ごとに整理した。

個別 施策 分野	①行政機能	防災拠点等の耐震化、救助・救出活動の向上、防災教育 等
	②住宅・都市	住宅等の耐震化、都市の不燃化促進 等
	③保健医療・福祉	避難行動要支援者への配慮、災害時の医療・救護体制 等
	④エネルギー	BCP等の継続改訂、庁舎の電力途絶対策
	⑤情報通信	的確な避難勧告等、情報発信手段の多重化 等
	⑥産業構造	BCP策定等による事業継続による地域産業の活力維持 等
	⑦交通・物流	帰宅困難者の支援、道路等の整備 等
	⑧農林水産	森林の整備、農地・ため池の維持・保全 等
	⑨環境	有害物質の拡散流出防止、災害廃棄物の仮置場確保 等
	⑩土地利用	不燃化等による土地利用 等
	⑪国土保全	都市基盤施設の老朽化対策、治水対策、土砂災害関連施策 等
横断的 分野	A) リスクコミュニケーション	各種ハザードマップの作成、防火・防災意識の啓発 等
	B) 人材育成	自主防災組織等の活動強化、災害ボランティア 等

■ 個別施策分野（11 分野）

注. 各取り組みの末尾の [] 内に、別紙 2 で示したリスクシナリオ別の個別事業一覧（主な取り組み）の該当箇所を示した。（例） [1-1-1] →別紙 2 1-1-1 市有建築物（消防本部・消防署）の老朽化対策・機能更新の促進

（1）行政機能（行政機能・警察・消防等・防災教育等）

（行政機能）

- ① 地震発生時に、市民・利用者の安全と市庁舎業務の継続性を確保するため、和泉市耐震改修促進計画に基づき、市庁舎、市有建築物、学校及び市営住宅などの市有建築物の耐震対策を行うとともに、民間住宅・建築物の耐震対策を促進する。 [1-1-1～5,3-2-1]
- ② 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う。
[1-1-6]
- ③ 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等を確立する。 [1-1-22]
- ④ 食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する。 [2-1-5]
- ⑤ 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、府と連携し、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、こころの健康相談等の実施体制を確保する。 [2-7-3～4]
- ⑥ 被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。また、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」を適宜見直す。 [2-7-5]
- ⑦ 災害対応職員が迅速かつ的確な災害対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る。 [3-1-1]
- ⑧ 市役所の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、地域防災計画・BCPなどの継続的な改訂を行う。 [3-2-2]
- ⑨ 市役所の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、大規模災害により被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な受入れ等を行い、災害対策業務を行えるようにする。 [3-2-3]
- ⑩ エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、庁舎の電力途絶対策を進める。 [5-2-1]

- ⑪ 下水道施設の持続可能な予防保全型維持管理を行うため、「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた点検、調査等を進める。[6-3-1]
- ⑫ 被災者の生活再建や支援が遅滞することを防ぐため、迅速な罹災証明書の発行が行える体制を整備する。
[8-2-4]
- ⑬ 地域コミュニティの崩壊等を回避するため、緊急物資の調達・供給を迅速に行える体制を整備する。
[8-4-1]

(警察・消防等)

- ① 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める。[1-1-1、1-1-14、1-1-16～17]
- ② 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等を進める。[1-1-13]
- ③ 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する。[1-1-15]
- ④ 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制を確保する。[2-3-1、2-3-3]

(防災教育)

- ① 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る。[1-1-8]
- ② 市内の小・中学校における防災教育の徹底や避難確保の計画を検討する。[1-1-9]

(2) 住宅・都市

- ① 市民の安全を確保するため、和泉市耐震改修促進計画に基づき、民間住宅・建築物の耐震対策を促進する。[1-1-5]
- ② 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の状態を解消するため、老朽危険空き家の除去等を推進する。[1-1-12]
- ③ 都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を検討する。[1-2-1]

- ④ 災害時における迅速な飲料水の確保を図る。[2-1-3]
- ⑤ 災害発生時における応急対策活動の拠点及び一時避難が可能な公園等において防災機能の充実を図る。
[2-4-2]
- ⑥ 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止による生活環境の悪化を防ぐため、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う。[2-6-2]
- ⑦ 大規模災害発生時、水道の早期復旧を行う。[6-2-1]
- ⑧ 貴重な文化財の喪失を回避するため、防災計画の策定や火災発生を想定した訓練を実施する必要がある。また、近隣の博物館等と連携し災害時には協力できる体制作りを検討する。[8-4-2]
- ⑨ 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し貴重な文化財の喪失を回避するため、文化財保存活用計画の策定、防災訓練実施の促進などを働きかける。[8-4-3]
- ⑩ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅等の早期供給体制の整備を進める。[8-5-1]
- ⑪ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、住宅等の早期供給体制の整備、各種制度を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-2]
- ⑫ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、被災住宅の応急修理等を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-3]

(3) 保健医療・福祉

- ① 「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを進める。[1-1-10～11]
- ② 要配慮者施設の安全な避難体制の確保や訓練等を推進する。[1-3-5]
- ③ 災害時の救急医療体制の強化及び医療救護体制の確立、また、近隣の災害拠点との連携強化を図る。
[2-1-1]
- ④ 災害時の医療救護の充実及び整備に取り組む。[2-5-1]

- ⑤ 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺による影響を回避するため、医療体制の強化を図る。[2-5-2]
- ⑥ 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、災害時の生活ごみの適正処理、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う。[2-6-1～2]
- ⑦ 要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所の運営支援、福祉専門職の派遣や必要な資機材等の整備や充実強化を図る。[2-7-1～2]
- ⑧ 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、府と連携し、避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、こころの健康相談等の実施体制を確保する。[2-7-3～4]

(4) エネルギー

- ① 電力供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、地域防災計画・BCPなどの継続的な改訂を進める。[3-2-2]
- ② エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、庁舎の電力途絶対策を進める。[5-2-1]

(5) 情報通信

- ① 外国人に対する情報発信の充実及び外国人への通訳ボランティアの育成や各種団体との連携強化を行う。
[1-1-19～20]
- ② 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う。[1-1-21]
- ③ 災害時等に、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化を進める。[4-1-1]

(6) 産業構造

- ① 企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた市独自の帰宅困難者支援に関するガイドラインの作成等の対策を検討する。[2-4-1]

- ② 災害発生後に、市内の経済活動等が維持できるよう、市内中小企業等のBCP策定を促進する。

[5-1-1]

(7) 交通・物流

- ① 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実を図る。 [2-1-2]

- ② 豪雨等により市が管理している道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策を進める。 [2-2-1]

- ③ 企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた市独自の帰宅困難者支援に関するガイドラインの作成等の対策を検討する。 [2-4-1]

- ④ 駅へのアクセス性の向上、バリアフリー化を図り、利用者が安全で円滑に利用できる環境整備を進める。

[5-3-1]

- ⑤ 物流・人流ルートを確保するため、基幹農道の整備を進める。 [5-3-2]

- ⑥ 災害時に利用者が安全で円滑に利用できる道路の整備を進める。 [5-3-3]

- ⑦ 広域緊急交通路・地域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開などを実施する。 [5-3-4]

(8) 農林水産

- ① 災害時の物資備蓄拠点となる防災拠点の整備及び確保を進める。 [2-1-4～5]

- ② ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、森林整備などを実施する。 [7-3-1]

- ③ 平時より農業生産基盤の維持保全や、災害に備えた施設・設備の強化を行う。 [7-5-1]

- ④ 農地の荒廃を防ぎ、農業者と地域住民等が協働で水路・ため池等を維持・保全する。 [7-5-2]

- ⑤ 農業を次世代へつなげるため、農業振興拠点を整備する。 [7-5-3]

⑥ 農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化の推進を図る。[7-5-4]

(9) 環境

① 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物、高圧ガス等の適正管理を行う。

[7-4-1]

② 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、有害物質の拡散防止対策、防災対策などを行う。[7-4-2]

③ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物の仮置場を確保する。[8-1-1]

④ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を策定する。[8-1-3]

(10) 土地利用

① 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の状態を解消するため、老朽危険空き家の除去等を促進する。[1-1-12]

② 都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を検討する。[1-2-1]

③ 災害発生時における応急対策活動の拠点及び一時避難が可能な公園等における防災機能の充実を図る。
[2-4-2]

④ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅等の早期供給体制の整備を進める。[8-5-1]

⑤ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、住宅等の早期供給体制の整備、各種制度を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-2]

⑥ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、被災住宅の応急修理等を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-3]

(11) 国土保全

① 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する。[1-1-18]

- ② 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風、高潮などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保を進める。[1-3-1]
- ③ 内水による市街地等の浸水を防ぐため、過去の浸水被害状況等を的確に把握し、既存排水施設の活用を図りながら、計画雨水量に基づいた浸水対策を進める。[1-3-2]
- ④ ため池の耐震診断等を計画的に行う。[1-3-3]
- ⑤ 台風や豪雨時の冠水対策を行う。[1-3-4]
- ⑥ 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害関連施策や避難体制の確保を図る。
[1-4-1]

■横断的分野（2分野）

（A）リスクコミュニケーション

- ① 各種災害時に迅速・的確な初動体制を確立するため、必要に応じて関連計画の改訂及び各種訓練の実施。また、大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を図る。[1-1-22]
- ② 大規模火災による被害を軽減するため、市民及び市内事業者への防火・防災意識の啓発を行い防火意識の向上を図る。[1-2-2]
- ③ 市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの作成・改訂を進める。[1-3-6]
- ④ 被災者の生活再建や支援が遅滞することを防ぐため、迅速な災害窓口の開設や迅速な被災者生活再建支援金の給付等が行える体制を整備する。[8-2-3]
- ⑤ 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し貴重な文化財の喪失を回避するため、文化財保存活用計画の策定、防災訓練実施の促進などを働きかける。[8-4-3]
- ⑥ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅等の早期供給体制の整備を進める。[8-5-1]

- ⑦ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、住宅等の早期供給体制の整備、各種制度を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-2]
- ⑧ 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、被災住宅の応急修理等を円滑に運用できる体制の整備を進める。[8-5-3]

(B) 人材育成

- ① 地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化を図る。
[1-1-8,1-1-15,2-3-2～3]
- ② 災害等により復興が大幅に遅れる事態を防ぐためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。そのために、災害ボランティアセンター運用マニュアルの策定等を行うとともに、各関係機関との情報共有を行う。
[8-1-2]
- ③ 復旧に向けたビジョンの欠如等により復旧できなくなる事態を防ぐため、復旧事業計画を検討する。
[8-2-1]
- ④ 復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興事業計画を検討する。
[8-2-2]

IV 取り組みの推進と見直し

限られた資源で効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるため、各取り組みが関連付けられる計画に基づいて優先度を考慮し推進する。

強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意し、見直した取り組みについて必要に応じて本計画に反映する。

また、本計画最終年には上位・関連計画の改正内容や、本市の取り組みの状況を踏まえて計画の見直しを行う。

【別紙 1】脆弱性評価結果

(目次)

起きてはならない最悪の事態		ページ	ページ 【別紙 2】
1-1	建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	22	31
1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生	22	43
1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害	23	45
1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	23	50
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	24	52
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	24	54
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	24	55
2-4	大量の帰宅困難者の発生、混乱	24	57
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	25	59
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	25	60
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	25	61
3-1	市役所機能の機能不全	25	64
3-2	市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	25	65
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	26	67
4-2	情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生	26	67
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	26	68
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	26	68
5-3	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	26	69
5-4	食料等の安定供給の停滞	26	71
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	27	72
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	27	72
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	27	73
6-4	鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	27	73
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	27	73
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	27	74
7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺	27	74
7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	28	75
7-4	有害物質の大規模拡散・流出	28	76
7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	28	77
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	28	79
8-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	28	80
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	29	82
8-4	文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態	29	83
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	29	85

1 直接死を最大限防ぐ（●：再掲）

1-1) 建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

- 倒壊による死傷者の発生を防ぐため、民間住宅・建築物等の耐震化を促進する必要がある。
- 市民の安全と市庁舎業務の継続性を確保するため、市庁舎、市有建築物、学校及び市営住宅などの市有建築物の耐震対策を行う必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い、市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る必要がある。
- 市内の小・中学校における防災教育の徹底や避難確保の計画が必要である。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを進める必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の状態を解消するため、老朽危険空き家の除去等を促進する必要がある。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。
- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

1-2) 大規模火災による多数の死傷者の発生

- 都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を検討する必要がある。
- 大規模火災による被害を軽減するため、市民及び市内事業者への防火・防災意識の啓発を行い防火意識の向上を図る必要がある。
- 市民の安全と市庁舎業務の継続性を確保するため、市庁舎、市有建築物、学校及び市営住宅などの市有建築物の耐震対策を行う必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い、市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る必要がある。
- 市内の小・中学校における防災教育の徹底や避難確保の計画が必要である。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを進める必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の状態を解消するため、老朽危険空き家の除去等を促進する必要がある。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。

- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

1-3) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害

- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風、高潮などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。
- 内水による市街地等の浸水を防ぐため、過去の浸水被害状況等を的確に把握し、既存排水施設の活用を図りながら、計画雨水量に基づいた浸水対策が必要である。
- ため池の耐震診断等を計画的に行う必要がある。
- 台風や豪雨時の冠水対策が必要である。
- 要配慮者施設の安全な避難体制の確保や訓練等を推進する必要がある。
- 市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの作成・改訂を進める。
- 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い、市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る必要がある。
- 市内の小・中学校における防災教育の徹底や避難確保の計画が必要である。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを進める必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の解消のため、老朽危険空き家の除去等を促進する必要がある。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時の被害を軽減するため都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。
- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害関連施策や避難体制の確保などが必要である。
- 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い、市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る必要がある。
- 市内の小・中学校における防災教育の徹底や避難確保の計画が必要である。
- 市民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの作成・改訂を進める。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。また、「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新などを進める必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の解消のため、老朽危険空き家の除去等を促進する必要がある。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。

- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。
- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する（●：再掲）

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 災害時の医療救護の充実及び整備に取り組む必要がある。
- 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。
- 災害時における迅速な飲料水の確保が必要である。
- 災害時の物資備蓄拠点となる防災拠点の整備及び確保が必要である。
- 食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水外等）の被害を軽減できるように、地域の実情に合わせた災害時のリスクの周知等を行い、市民の防災力、災害時の知識及び防災意識の向上を図る必要がある。

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 豪雨等により市が管理している道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。
- 大規模災害時市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。

2-3) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。
- 地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

2-4) 大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 企業の従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた市独自の帰宅困難者支援に関するガイドラインの作成等の対策を検討する必要がある。
- 災害発生時における応急対策活動の拠点及び一時避難が可能な公園等において、防災機能の充実を図る必要がある。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実を図る必要がある。

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 災害時の救急医療体制の強化及び医療救護体制の確立、また、近隣の災害拠点との連携強化が必要である。
- 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。
- 災害時の医療救護の充実及び整備に取り組む必要がある。

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 被災地域における感染症の拡大を抑えるため、災害時の生活ごみの適正処理、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う必要がある。

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 福祉避難所の資機材等の整備・充実を進める。また、要配慮者に応じた福祉避難所開設・運営マニュアルの整備を行う必要がある。
- 災害時における福祉専門職等の確保態勢の充実・強化を行う必要がある。
- 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、巡回相談等の実施が必要である。
- 被災者のこころの健康相談を行う必要がある。
- 被災者の避難生活を確保するため、避難所の運営体制の確立及び充実が必要である。
- 要配慮者施設の安全な避難体制の確保や訓練等を推進する必要がある。
- 地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。

3 必要不可欠な行政機能は確保する (●:再掲)

3-1) 市役所機能の機能不全

- 災害対応職員が迅速かつ的確な災害対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応に対する意識や能力の向上を図る必要がある。
- 地震発生時に、市民・利用者の安全と市庁舎業務の継続性を確保するため、市庁舎、市有建築物、学校及び市営住宅などの市有建築物の耐震対策を行う必要がある。
- 各種大規模災害に備えて市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。

3-2) 市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 市役所の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、市庁舎等の耐震化を進める必要がある。
- 市役所の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、地域防災計画・BCPなどの継続的な改訂が必要である。
- 市役所の機能不全は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、大規模災害により被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な受入れ等を行い、災害対策業務を行えるようにする必要がある。
- 被災地の消防力のみで消火・救助救出活動が困難な場合に備えて、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備等が必要である。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 各種大規模災害に備えて、市職員の災害時の初動体制等の確立を行う必要がある。
- 被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。また、スムーズな避難誘導また、地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」を適宜見直す必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する（●：再掲）

4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 災害時等に、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。

4-2) 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生

- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。
- 大規模災害時、市民に対して、的確な避難勧告等を行う必要がある。
- 企業の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、「事業所における一斉帰宅の抑制対策ガイドライン」の改正等を踏まえた市独自の帰宅困難者支援に関するガイドラインの作成等の対策を検討する必要がある。
- 災害時等に、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。

5 経済活動を機能不全に陥らせない（●：再掲）

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 災害発生後に、市内の経済活動等が維持できるよう、市内中小企業等のBCP策定の促進が必要である。
- 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、庁舎の電力途絶対策を進める必要がある。

5-3) 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 駅へのアクセス性の向上、バリアフリー化を図り、利用者が安全で円滑に利用できる環境整備を進める必要がある。
- 物流・人流ルートを確保するため、基幹農道の整備を進める必要がある。
- 災害時に利用者が安全で円滑に利用できる道路の整備が必要である。
- 広域緊急交通路・地域緊急交通路等の通行機能の確保や早期の道路啓開などを実施する必要がある。
- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 台風や豪雨時の冠水対策が必要である。
- 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

5-4) 食料等の安定供給の停滞

- 食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、避難所で備蓄することについても検討する必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる（●：再掲）

6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 電力供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止は、応急対策や復興に直接的な影響を与えることから、行政機能を維持するため、地域防災計画・BCPなどの継続的な改訂が必要である。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 大規模災害発生時、水道の早期復旧を行う必要がある。
- 災害時における迅速な飲料水の確保が必要である。

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の持続可能な予防保全型維持管理を行うため、「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた点検、調査等を進める。
- 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止による生活環境の悪化を防ぐため、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理を行う必要がある。

6-4) 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。
- 台風や豪雨時の冠水対策が必要である。
- 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。
- 豪雨等により市が管理している道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。
- 駅へのアクセス性の向上、バリアフリー化を図り、利用者が安全で円滑に利用できる環境整備を進める必要がある。
- 災害時に利用者が安全で円滑に利用できる道路の整備が必要である。

6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害関連施策や避難体制の確保などが必要である。
- 下水道施設の持続可能な予防保全型維持管理を行うため、「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた点検、調査等を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない（●：再掲）

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 倒壊による死傷者の発生を防ぐため、民間住宅・建築物等の耐震化を促進する必要がある。
- 大規模災害による被害を軽減するため、消防力の強化や消防本部及び消防署の老朽化対策、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。
- 大規模災害発生時に備え、消防吏員及び消防団員の救出救助等の活動体制を強化する必要がある。
- 大規模災害時市民に対して的確な避難勧告等を行う必要がある。
- 都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を検討する必要がある。

7-2) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺

- 建築物の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、民間住宅・建築物等の耐震化を促進する必要がある。
- 各種災害（地震・火災・風水害）時に著しく危険な市街地の状態を解消するため、老朽危険空き家の除去等

を推進する必要がある。

- 人命救助や物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、広域緊急交通路・地域緊急交通路等の橋梁の耐震化などを推進するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

7-3) ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、森林整備などを実施する必要がある。
- ため池の耐震診断等を計画的に行う必要がある。
- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害関連施策や避難体制の確保などが必要である。
- 豪雨等により市が管理している道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。

7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

- 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、危険物、高圧ガス等の適正管理を行う必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃を防ぐため、有害物質の拡散防止対策、防災対策などが必要である。

7-5) 農地・森林等の被害による被害の拡大

- 平時より農業生産基盤の維持保全や、災害に備えた施設・設備の強化を行う必要がある。
- 農地の荒廃を防ぎ、農業者と地域住民等が協働で、水路・ため池等を維持・保全していくことが必要である。
- 農業を次世代へつなげるため、農業振興拠点を整備する必要がある。
- 農地・森林等の荒廃を防ぐため、鳥獣害対策の強化の推進が必要である。
- 大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害関連施策や避難体制の確保などが必要である。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備 (●：再掲)

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物の仮置場の確保が必要である。
- 災害等により復興が大幅に遅れる事態を防ぐためには、災害ボランティアによる支援が不可欠である。そのために、災害ボランティアセンター運用マニュアルの策定等を行うとともに、各関係機関との情報共有が必要である。
- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。

8-2) 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

- 復旧に向けたビジョンの欠如等により復旧できなくなる事態を防ぐため、復旧事業計画の検討が必要である。
- 復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興事業計画の検討が必要である。
- 被災者の生活再建や支援が遅滞することを防ぐため、迅速な災害窓口の開設や被災者生活再建支援金の給付等が行える体制を整備する必要がある。
- 被災者の生活再建や支援が遅滞することを防ぐため、迅速な罹災証明書の発行が行える体制を整備する必要がある。
- 外国人に対する情報発信の充実及び支援体制の整備を図る必要がある。

8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害時の被害を軽減するため、都市基盤施設の老朽化対策等を実施する必要がある。

- 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風、高潮などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。
- 下水道施設の持続可能な予防保全型維持管理を行うため、「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた点検、調査等を進める。

8-4) 文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

- 地域コミュニティの崩壊等を回避するため、緊急物資の調達・供給を迅速に行える体制を整備する必要がある。
- 貴重な文化財の喪失を回避するため、防災計画の策定や火災発生を想定した訓練を実施する必要がある。また、近隣の博物館等と連携し災害時には協力できる体制づくりの検討が必要である。
- 文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、貴重な文化財の喪失を回避するため、文化財保存活用計画の策定、防災訓練実施の促進などを働きかける必要がある。
- 地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。

8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅等の早期供給体制の整備が必要である。
- 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、住宅等の早期供給体制の整備、各種制度を円滑に運用できる体制の整備が必要である。
- 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、被災住宅の応急修理等を円滑に運用できる体制の整備が必要である。
- 住民が安全な避難を行うため、災害毎の避難所や一時避難場所の指定、防災協力農地の登録などを行う必要がある。
- 被災時の物資備蓄拠点となる防災拠点の整備及び確保が必要である。

【別紙 2】 個別事業一覧（具体的な取り組み）

84 件の取り組みをリスクシナリオ別に整理した結果、再掲 117 件を含め計 201 件の取り組みとなった（下表）。リスクシナリオ別の取り組みは次頁以降のとおりとなった。

表 リスクシナリオ別取り組み件数一覧

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	取り組み件数			
		うち再掲	合計		うち再掲
			201	117	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建物等の倒壊による多数の死傷者の発生	22	0	83	52
	1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生	19	17		
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生※風水害	23	17		
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	19	18		
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	6	1	34	14
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	2	1		
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	7	4		
	2-4 大量の帰宅困難者の発生、混乱	4	2		
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	5	3		
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2	0		
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	8	3		
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市役所機能の機能不全	3	2	10	6
	3-2 市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	7	4		
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	1	0	6	5
	4-2 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生	5	5		
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	2	1	11	5
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	1	0		
	5-3 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	7	3		
	5-4 食料等の安定供給の停滞	1	1		
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	1	1	13	11
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	2	1		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	2	1		
	6-4 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	6	6		
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	2	2		
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	8	8	22	15
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺	3	3		
	7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	4	3		
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出	2	0		
	7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	5	1		
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	3	0	22	9
	8-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延	7	3		
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	3	3		
	8-4 文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態	4	1		
	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	5	2		

(事前に備えるべき目標)

1 直接死を最大限防ぐ

(起きてはならない最悪の事態)

1-1 建物等の倒壊による多数の死傷者の発生

【消防本部 総務課】

1	-	1	-	1	市有建築物（消防本部・消防署）の老朽化対策・機能更新の促進
取り組み		<p>○老朽化した消防本部・消防署庁舎を移転建替えし、大規模災害時の防災拠点として強化及び充実を図る。</p> <p>○消防への受電、指令機能を維持するために、計画的に消防指令機器及び消防救急デジタル無線の機能更新を行う。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○消防本部・消防署庁舎移転・建替事業 昭和47年11月建築</p> <p>○消防指令機器及びデジタル無線の機能更新 現行機器は平成27年4月から運用開始</p>			<p>○消防本部・消防署庁舎移転・建替事業 令和6年12月：運用開始予定</p> <p>○消防指令機器及びデジタル無線の機能更新 令和6年度：更新予定</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉創発プラン			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

【都市デザイン部 建築・開発指導室】

1	-	1	-	2	市有建築物の耐震化推進
取り組み		<p>○地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と業務の継続性を確保するため、和泉市耐震改修促進計画に基づき、市有建築物の耐震対策を進める。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○（平成27年度） 災害時に重要な機能を果たす建築物 耐震化率：97.3% その他耐震化すべき建築物 耐震化率：66.7%</p>			<p>○（令和8年度末まで） 災害時に重要な機能を果たす建築物 耐震化率目標：100% その他耐震化すべき建築物 耐震化率目標：95%</p>		
関連計画		和泉市耐震改修促進計画			

【都市デザイン部 建築住宅室】

1	-	1	-	3	市営住宅の建替事業の推進
取り組み		○「和泉市営住宅長寿命化計画」、「和泉市富秋中学校区等まちづくり構想」に基づき、耐震性に課題のある団地などの老朽化がすすむ団地の集約建替を実施する。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○市営住宅のうち、耐震性に課題のある団地や老朽化のすすむ団地など、今後集約建替予定である戸数 1,132 戸			○旭公園跡地に 170 戸建設（和泉第一団地 312 戸、幸団地 33、34、35 棟 34 戸、合計 346 戸を集約建替）		
関連計画		和泉市営住宅長寿命化計画、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想			

【都市デザイン部 建築住宅室】

1	-	1	-	4	市営住宅の長寿命化の推進
取り組み		○「和泉市営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅の維持、管理、改善を実施する。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○市営住宅のうち、長寿命化改修（外壁改修や屋上防水改修等）を行い、今後継続管理を行う戸数 308 戸			○対象住宅について、令和10年度までに随時長寿命化改修工事を実施		
関連計画		和泉市営住宅長寿命化計画、和泉市富秋中学校区等まちづくり構想			

【都市デザイン部 建築・開発指導室】

1	-	1	-	5	民間建築物の耐震化の促進
取り組み		<p>○地震発生時に民間住宅や建築物の被害等を軽減するため、和泉市耐震改修促進計画に基づき、耐震改修・除却等による木造住宅の耐震化や、多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。</p> <p>○民間住宅や建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取り組みが進められるよう普及啓発を進める。</p> <p>○民間住宅や建築物の耐震化対策のため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○（平成27年度）</p> <p>住宅 耐震化率：83.2%</p> <p>多数の者が利用する建築物 耐震化率：84.6%</p>			<p>○（令和8年度末まで）</p> <p>住宅 耐震化率目標：95%</p> <p>多数の者が利用する建築物 耐震化率目標：95%</p>		
関連計画		和泉市耐震改修促進計画			

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

1	-	1	-	6	防災協力農地の指定
取り組み		<p>○大地震などの災害時において「農地」を、避難空間や仮設住宅用地、復旧用資材置き場等として利用することで、住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図るため、防災協力農地を指定する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○令和2年4月時点で1箇所を指定している			○令和7年度末時点で21箇所の指定をめざす		
関連計画		第5次和泉市総合計画、和泉創発プラン			

1	-	1	-	7	学校園施設の老朽化対策・機能更新の推進
<p>取り組み</p>		<p>○老朽化している学校園施設に対し、必要な改修や修繕の計画を策定し、安全性の確保を行うことや予防保全型の改修(長寿命化)計画を推進し、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図る。</p>			
<p>現 状</p>			<p>目 標 令和3~7年度</p>		
<p>【学校園管理室】 ○現状、継続的に計画している営繕工事及び大規模改修 ＜営繕工事＞ ・トイレ改修工事 ・受変電設備改修工事 ・ガス管改修工事 ・法面及び擁壁改修工事 ・エレベータ設置工事 ・空調設備整備工事 ・各種工事実施設計業務 ・消防設備改修工事 ・受水槽改修工事 ・ブロック塀対策工事 ・給食室改修工事 ・屋根・外壁等改修工事 ・その他、営繕改修工事 ＜大規模改修工事＞ ・体育館非構造部材耐震化等改修工事</p> <p>【危機管理担当】 ○避難所としての機能整備 体育館の空調設備整備</p>			<p>【教育総務課】 【学校園管理室】 ○学校園施設の安心・安全で快適な教育環境の提供 ・令和2年度中に、和泉市公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(長寿命化計画)を策定し、学校園の予防保全型の老朽化対策を計画的に行っていく ・体育館非構造部材耐震化等改修工事後、大規模改修工事(長寿命化対策工事)として、外壁改修及び屋上防水工事を軸に、トイレ改修等の営繕工事を計画的に行っていく ・大規模改修工事以外の建築、設備等に関する営繕工事に関しては、老朽化などを判断しながら、計画的に行うものとする また、学校園の過少規模化などの要因も踏まえ、学校に関しては、施設一体型義務教育学校(小中一貫校)の導入について取り組み、幼稚園及び保育園に関しては、施設の再編整備を進めるものとする ○小・中学校の指定避難所の機能強化としての工事 ・空調設備に関して、小・中学校の普通教室や一部の特別教室に関しては導入済みである 今後、未整備となっている特別教室、給食室、学校体育館への空調整備について対応を整理し、事業展開を進めるものとする</p> <p>【危機管理担当】 ○避難所の機能整備として市内中学校(9校)の体育館に空調設備の整備を実施</p>		
<p>関連計画</p>			<p>和泉創発プラン、和泉市地域防災計画 和泉市公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(案)</p>		

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

1	-	1	-	8	地域における防災力の向上
取り組み		○災害発生前、発生時、発生後のカテゴリで災害の被害を軽減できるように地域の実情に合わせて防災力の向上を行う。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
【地域ごとに実施】 ○コミュニティータイムラインの作成 （令和2年モデル地域とし1団体作成） ○毎年1回地域防災訓練の実施 （5年に1回総合防災訓練） ○地域活動拠点登録要綱の策定			【地域ごとに実施】 ○浸水想定区域・土砂災害想定区域の地域を対象としたコミュニティータイムラインの作成 ○地域防災訓練を地域主体の訓練に変更を行い地域の防災力向上を図る ○各地域に地域活動拠点登録の推進を図る		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

【教育・こども部 学校教育室】

1	-	1	-	9	学校における防災教育の徹底と避難体制の確保
取り組み		○災害発生時に児童・生徒の身体の安全を守ることができるよう、発達段階や地域災害特性に応じた防災訓練や防災教育などの取り組みを推進する。 ○自らの命を守る行動が身につけられるように各学校において防災教育の充実を図るとともに、災害発生時において児童生徒の安全を確保するため避難体制の確立を図る。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○市内すべての学校において、防災教育・避難訓練等を行っており、各校の実情に合わせて、引渡し訓練を含めた避難訓練や、地域と連携した避難訓練等を実施している学校もある			○左記現状に加え、地域災害特性に応じた防災訓練等の実施 ○各学校において、それぞれの災害に応じたきめ細かい防災教育を行うとともに、災害発生時において児童生徒の安全を確保するための避難体制の充実をめざす		
関連計画		和泉市地域防災計画 和泉市 学校園における非常変災等対応マニュアル			

1	-	1	-	10	避難行動要支援者支援事業
取り組み		<p>○災害発生時に、自ら避難することが困難な人が、円滑かつ迅速な避難を確保することができるように、避難行動要支援者同意台帳を作成し、地域の支援者へ提供することにより、その支援体制の整備に取り組む。</p>			
現 状			目 標 令和3~7年度		
<p>【福祉総務課】 ○台帳の更新と追加台帳の提供、支援者向けの制度説明会を実施 ○防災について話し合いが行われる校区の協議の場に参加し、支援体制の整備を推進する ○個別支援計画の作成に向けモデル地域を選定し、協力を要請</p> <p>【高齢介護室】 ○年に2回対象者抽出を行い、その対象者に制度案内及び申請勧奨を実施 ○申請書の未提出者 約400名</p> <p>【障がい福祉課】 ○手帳交付時に対象者に制度案内及び申請勧奨を実施 ○申請書の未提出者 約500名</p> <p>【危機管理担当】 ○地域支援者及び避難行動要支援者を対象とした防災講話等の啓発活動の実施</p>			<p>【福祉総務課】 ○台帳の更新と追加台帳の提供、支援者向けの制度説明会を継続 ○地域の支援体制の整備を推進 ○個別支援計画をモデル地域で作成後、他の地域においても作成を推進する</p> <p>【高齢介護室】 ○引き続き対象者へ制度案内及び申請勧奨を実施 ○定期的に申請書の未提出者に対する提出案内及び申請勧奨を実施し、申請者数の増加を目指す</p> <p>【障がい福祉課】 ○引き続き手帳交付時に制度案内及び申請勧奨を実施 ○定期的に申請書の未提出者に対する提出案内及び申請勧奨を実施し、申請者数の増加を目指す</p> <p>【危機管理担当】 ○継続し、地域支援者及び避難行動要支援者の方に防災講話等で啓発活動の実施</p>		
関連計画		<p>和泉市避難行動要支援者避難行動支援プラン、和泉市地域防災計画、和泉市地域福祉計画、和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、和泉市障がい者計画、和泉創発プラン、第5次和泉市総合計画</p>			

1	-	1	-	11 避難行動要支援者支援の充実
取り組み ○災害発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する高齢者施設等の防災・減災対策及び新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するために、「地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金」を活用し、下記施設及び整備等への補助を行う。 ・小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備の整備 ・認知症高齢者グループホーム等における防災補強改修 ・認知症高齢者グループホーム等における大規模な修繕（利用者等の安全性確保） ・高齢者施設等の給水設備整備 ・高齢者施設等の防犯対策及び安全対策の強化 ・高齢者施設等における個室化（新型インフルエンザ等感染症対策） ・その他防災対策に関する整備				
現 状			目 標	
			令和3～7年度	
○介護事業者が利用者の安全を確保するために行う上記対策に対し、必要な補助を行っている			○介護事業者が実施する上記対策に対し、必要な補助を行うことで利用者の安心・安全を確保する	
関連計画			和泉市地域防災計画 和泉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	

1	-	1	-	12 空家等に関する施策の推進
取り組み ○和泉市空家等対策計画に基づき、行政指導等を行うことで管理不全な空家等の削減や空家バンク等の活用を促進する。また、関連団体との連携による空家の積極的な流通促進に努めるとともに、相談体制を充実させ利活用の促進を図る。				
現 状			目 標	
			令和3～7年度	
○（令和2年8月） 空家相談会の実施（隔月） 老朽危険空家除却補助 8件 特定空家等に対する措置（勧告）3件 空家バンク登録 5件			相談会やセミナー等による啓発 ○老朽危険空家除却補助制度の活用 ○特定空家等に対する指導等（行政代執行等含む） ○財産管理人制度の活用 ○空家バンク制度の活用 ○地域活性化に向けた空家利活用制度の構築	
関連計画			和泉市空家等対策計画	

【消防本部 警備課】

1	-	1	-	13 緊急消防援助隊の受入体制の強化
取り組み		○大規模災害発生時の救出救助活動体制を強化するため、府内代表消防本部と密接な連携を図り、円滑な受入体制を確保する。		
現 状				目 標
				令和3~7年度
○他市との消防相互応援協定の締結 ○和泉市消防本部消防広域受援計画の一部改正		○和泉市消防本部消防広域受援計画の確認、改正		
関連計画		和泉市地域防災計画		

【消防本部 総務課】

1	-	1	-	14 常備消防力（消火・救急・救助等）の向上
取り組み		○火災・救急・救助等の消防サービス向上を図るため、消防車両及び各資機材の計画的な整備、更新を行い常備消防力の充実に努める。		
現 状				目 標
				令和3~7年度
○消防車両及び各種資機材の整備		○高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材更新 ○消防ポンプ自動車及び積載資機材更新		
関連計画		和泉市地域防災計画、車両更新計画（消防本部）		

1	-	1	-	15	消防団の活動強化
取り組み		<p>○消防団の機能強化を図るため、消防器具庫の維持管理また老朽化による建替の実施や消防車両・小型動力ポンプ等の資機材、消防団員の安全確保装備の充実強化を図る。</p> <p>○地域防災力の中核的な役割を担う消防団員を確保するため、消防団活動のPRを展開し、消防団活動への市民理解と消防団への加入の促進を図る。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○消防団器具庫の整備</p> <p>○消防車両、消防団装備の整備</p> <p>○和泉市消防団員 351名（令和2年度）</p>			<p>○消防団器具庫の更新</p> <p>○消防車両の更新</p> <p>○消防団員定数確保（370名）</p> <p>○団員の加入促進、消防団活動への理解促進に向けた取り組みの実施</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、第5次和泉市総合計画 大阪府強靱化地域計画			

1	-	1	-	16	消防用水の確保
取り組み		<p>○大規模災害時において、消火栓が使用できない場合に備え、消火栓以外の消防水利として耐震性防火水槽の整備、改修をはじめ学校プールの活用や河川、ため池等の自然水利の有効活用を図るなど消防用水の確保に努める。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○有事の際に、迅速且つ確実に活用できるよう定期的に消防用水の巡回点検を実施している</p> <p>消火栓 3,835 栓</p> <p>公設防火水槽 470 基</p> <p>（令和2年4月1日現在）</p>			<p>○耐震性防火水槽の整備促進</p> <p>○老朽化した防火水槽の改修</p> <p>○道路下に設置している経年防火水槽の強度調査及び補強</p> <p>○河川、ため池など自然水利の調査、指定</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【消防本部 消防署】

1	-	1	-	17	救出救助・消火活動体制の充実・強化								
取り組み		○大規模災害時に効果的な救出救助・消火活動を行うため、署の車両・装備の充実並びに各隊の技術、知識、連携強化を図り消防力の向上を図る。											
現 状			目 標										
			令和3～7年度										
<p>○年間訓練計画を署ごとで策定し、平素から消防力の向上に努めている また、月ごとに全署で各種訓練を行う「月例訓練」、他機関と連携した各種訓練を実施 令和元年度実績</p> <table border="0"> <tr> <td>消火・救助訓練</td> <td>235 件</td> </tr> <tr> <td>救急訓練</td> <td>139 件</td> </tr> <tr> <td>総合訓練</td> <td>183 件</td> </tr> <tr> <td>その他の訓練</td> <td>478 件</td> </tr> </table>			消火・救助訓練	235 件	救急訓練	139 件	総合訓練	183 件	その他の訓練	478 件	<p>○効果的な車両・装備の更新・充実 ○各種訓練を継続して実施し、大規模且つ多種多様化する災害に対応するため、より実災害に即した内容を実施する ○実災害または訓練を通じて、改善すべき点を抽出し各活動運用基準・マニュアル等の見直しや充実化を図る</p>		
消火・救助訓練	235 件												
救急訓練	139 件												
総合訓練	183 件												
その他の訓練	478 件												
関連計画		和泉市地域防災計画 消防本部・署内各活動運用基準／マニュアル											

【都市デザイン部 土木維持管理室】

1	-	1	-	18	都市基盤施設の老朽化対策
取り組み		○国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき個別施設計画を策定し、既存ストックのメンテナンスサイクルを実施する。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○道路の整備に関するプログラムの策定や、各既存ストックに関する個別施設計画を作成し補修等に取り組んでいる			<p>○本市が管理している橋梁 170 橋、トンネル 3 ヲ所、大型構造物 7 ヲ所の法定点検の実施や補修・耐震化の実施 ○和泉市地域防災計画にて地域緊急交通路に位置付けされている市道 24 路線の舗装修繕の実施</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、道路の整備に関するプログラム 各個別施設計画			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

1	-	1	-	19 外国人に対する情報発信の充実
取り組み		○日本語の理解が十分でない外国人のために、市内在住の外国人と外国人旅行者に対し、大阪府国際交流財団（OFIX）等と連携しながら、多言語による防災に関するマップやパンフレットを作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。		
現 状			目 標	
			令和3～7年度	
○防災ガイドマップの多言語化（英語・中国・韓国語）を実施し、市内在住の外国人及び新たに転入する外国人に配布し、防災知識の普及を実施			○大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、日本語の理解が十分でない外国人への災害時の情報発信方法を研究	
関連計画		和泉市地域防災計画、第5次和泉市総合計画		

【生涯学習部 生涯学習推進室 生涯学習担当】

1	-	1	-	20 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備
取り組み		○災害時に備えたボランティア通訳の育成や各種関係団体と連携強化を行う。		
現 状			目 標	
			令和3～7年度	
○日本語でのコミュニケーションが取りづらい外国人市民へ、日本語ボランティアが日本語学習支援を実施			○国及び府並びに各種関係団体との連携を強化 ○実情に応じた手順マニュアル等の再検討	
関連計画		和泉市地域防災計画		

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

1	-	1	-	21	的確な避難勧告等の判断・伝達支援
取り組み		○本市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」改訂を踏まえ、適時見直しを行う。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定 (平成31年4月1日)			○最新の内閣府のガイドラインを反映するとともに地域の実情に合わせたマニュアルの改訂を行う ○本市マニュアルを活用した図上訓練の実施		
関連計画		和泉市地域防災計画 避難勧告等の判断・伝達マニュアル			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

1	-	1	-	22	初動体制の運用・改善
取り組み		○各種災害時に迅速・的確な初動体制を確立するため、必要に応じて関連計画の改訂を行うと共に各種訓練を実施する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○和泉市災害時初動マニュアルの適時改訂			○本市マニュアルを活用した訓練の実施		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害対策本部運営マニュアル 和泉市災害時初動マニュアル、和泉市災害応急対策実施要領 和泉市災害時受援計画			

(起きてはならない最悪の事態)

1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生

【都市デザイン部 都市政策室 都市政策担当】

1	-	2	-	1	準防火地域の指定促進
取り組み		<p>○都市の不燃化を促進するため、準防火地域の拡大を検討する。 ※準防火地域とは 市街地における火災の危険を防ぐために定められるもので、建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○準防火地域（和泉府中駅周辺） ○防火地域（和泉府中駅、和泉中央駅、光明池駅周辺）</p>			<p>○市街化区域の建ぺい率60%以上の地域については市街地における火災の危険を防除するため、原則として準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図ることを検討する</p>		
関連計画		第2次和泉市都市計画マスタープラン、和泉市地域防災計画			

【消防本部 予防課】

1	-	2	-	2	市民、事業所への防火・防災意識の啓発
取り組み		<p>○火災予防運動等の機会を捉え、効果的な防火広報を展開し、防火意識の啓発を行う。また、事業所への立入検査を充実、強化することにより防火意識の向上を図る。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○町会、自治会の回覧や掲示板利用した広報 ○防災行政無線、消防車両を活用した広報 ○消防法令違反防火対象物への積極的な査察及び指導</p>			<p>○広報誌やSNSを活用した広報 ○事業所と協力した広報の検討 ○大型店舗にて広報実施を検討 ○消防法令違反防火対象物の違反是正</p>		
関連計画		第5次和泉市総合計画			

- 1-2-3 市有建築物（消防本部・消防署）の老朽化対策・機能更新の促進
※取組内容等は 1-1-1 に記載
- 1-2-4 地域における防災力の向上 ※取組内容等は 1-1-8 に記載
- 1-2-5 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 ※取組内容等は 1-1-9 に記載
- 1-2-6 防災協力農地の指定 ※取組内容等は 1-1-6 に記載
- 1-2-7 避難行動要支援者支援事業 ※取組内容等は 1-1-10 に記載
- 1-2-8 避難行動要支援者支援の充実 ※取組内容等は 1-1-11 に記載
- 1-2-9 空家等に関する施策の推進 ※取組内容等は 1-1-12 に記載
- 1-2-10 緊急消防援助隊の受入体制の強化 ※取組内容等は 1-1-13 に記載
- 1-2-11 常備消防力（消火・救急・救助等）の向上 ※取組内容等は 1-1-14 に記載
- 1-2-12 消防団の活動強化 ※取組内容等は 1-1-15 に記載
- 1-2-13 消防用水の確保 ※取組内容等は 1-1-16 に記載
- 1-2-14 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は 1-1-17 に記載
- 1-2-15 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は 1-1-18 に記載
- 1-2-16 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は 1-1-19 に記載
- 1-2-17 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備 ※取組内容等は 1-1-20 に記載
- 1-2-18 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 ※取組内容等は 1-1-21 に記載
- 1-2-19 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は 1-1-22 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害

【都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当】

1	-	3	-	1	治水対策
取り組み		<p>○水害から人命、財産を守るため、市管理河川において必要に応じて河道整備（護岸整備等）、河床整正、浚渫等を実施する。また、河川施設の点検等により現状把握をおこない、維持補修を実施し、災害の未然防止を図る。</p> <p>既存の調整池についても、洪水調整機能を保持するため、浚渫をおこなうなど適切な維持管理に努める。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○市管理河川 14 河川 （準用河川 3 河川、普通河川 11 河川） 市管理調整池 5 箇所 通報等により発見された要対策箇所および大雨等による被災箇所において、順次対策工事を実施</p>			<p>○点検等により、老朽箇所、民家や農地隣接箇所、河川湾曲部などを中心に要対策箇所の優先順位付けをおこない、対策工事を実施</p> <p>○堆積土砂により河積阻害の生じている箇所の把握をおこない、浚渫を実施</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市公共施設総合管理計画			

【上下水道部 下水道整備課】

1	-	3	-	2	雨水管整備による浸水対策
取り組み		<p>○内水による浸水を防ぐため、過去に起きた浸水被害状況などを的確に把握し、既存排水施設の活用を図りながら、計画雨量に基づいた浸水対策を効果的に行う。また、他事業（都市計画道路等）と連携を図りながら、効率的に事業を推進する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○過去 10 年にかけて、雨水管の能力不足に起因する重大な浸水害は発生していない （令和元年末時点）</p>			<p>○内水による床上浸水など、重大な浸水害を防ぐための雨水管整備や、内水ハザードマップの活用など、ハード・ソフトの両面から浸水対策を推進する</p>		
関連計画		第5次和泉市総合計画			

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

1	-	3	-	3	ため池の防災・減災対策の推進
取り組み		<p>○本市のため池は各地区の水利組合等が日常の維持管理を行っていることから、自然災害から人命・財産を守るため「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、ため池の点検や事前放流など適性管理を促進するとともに、大阪府と和泉市と地元水利組合が連携し、防災重点ため池の耐震診断を計画的に行い、その診断結果を踏まえて必要に応じて耐震化や長寿命化などを検討し実施する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○ため池耐震診断完了箇所（15池） ○水防ため池定期点検の実施及びため池管理者への点検結果の周知</p>			<p>○ため池耐震診断の実施 ○水防ため池定期点検の実施及びため池管理者への点検結果の周知</p>		
関連計画		<p>和泉市地域防災計画 大阪府ため池防災・減災アクションプラン</p>			

【都市デザイン部 土木維持管理室】

1	-	3	-	4	豪雨時等の冠水対策
取り組み		<p>○台風や豪雨時に市道等が冠水することが懸念される箇所の日常の見回りを実施するとともに、通行止め看板など備蓄資材の点検補充を行う。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○災害に備え市内道路及び水路の見回りを行うとともに、資材の整備充実に努めている</p>			<p>○災害に備え市内道路、水路の見回り及び資材の整備充実に継続して行う</p>		
関連計画		<p>和泉市地域防災計画</p>			

1	-	3	-	5	要配慮者施設の避難体制の確保
取り組み		<p>○水防法及び土砂法に基づき、要配慮者が利用する施設の所有者または管理者に対して浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内における防災体制や訓練実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するよう働きかける。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○和泉市地域防災計画にて指定している施設 浸水想定区域（水防法） 13施設 【作成状況：13施設中12施設作成済】 土砂災害警戒区域（土砂法） 土砂災害特別警戒区域（土砂法） 1施設 【作成状況：1施設中0施設】 計14箇所</p>			<p>○作成率を100%にするため未作成施設の所有者及び管理者に周知を行い作成率100%にする</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】
 【環境産業部 産業振興室 農林担当】
 【都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当】
 【上下水道部 下水道整備課】

1	-	3	-	6	各種ハザードマップ等の作成及び改訂
取り組み		○各種自然災害に応じたハザードマップを作成及び最新の知見を踏まえた改訂作業をおこなう。また、各自然災害時によるリスクを分かりやすく市民に周知し、各災害時の知識、防災意識の向上を目指す。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>【都市整備室 道路河川担当】 ○和泉市洪水ハザードマップ改訂（令和2年度）</p> <p>【下水道整備課】 ○和泉市内水ハザードマップ作成（令和2年度）</p> <p>【農林担当】 ○ため池ハザードマップ作成箇所（14池）</p> <p>【危機管理担当】 ○各種ハザードマップのリスク状況に応じて地域に講座等で周知し市民の防災への意識向上を図っている</p>			<p>【都市整備室 道路河川担当】 ○浸水想定区域等の変更に伴い、適時改定作業をおこない、市民への周知を図る</p> <p>【下水道整備課】 ○他の災害との違いや、有事の際に取るべき行動などを分かりやすく掲載・広報し、市民の防災意識向上を図る</p> <p>【農林担当】 ○市内の主要ため池のハザードマップ作成を継続して促進するとともに、市民への周知及び防災意識の向上を図る</p> <p>【危機管理担当】 ○各種ハザードマップのリスク状況に応じて地域に講座等で周知を行い継続して市民の防災への意識向上を図る</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

- 1-3-7 市有建築物（消防本部・消防署）の老朽化対策・機能更新の促進
※取組内容等は1-1-1に記載
- 1-3-8 地域における防災力の向上 ※取組内容等は1-1-8に記載
- 1-3-9 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 ※取組内容等は1-1-9に記載
- 1-3-10 防災協力農地の指定 ※取組内容等は1-1-6に記載
- 1-3-11 避難行動要支援者支援事業 ※取組内容等は1-1-10に記載
- 1-3-12 避難行動要支援者支援の充実 ※取組内容等は1-1-11に記載
- 1-3-13 空家等に関する施策の推進 ※取組内容等は1-1-12に記載

- 1-3-14 緊急消防援助隊の受入体制の強化 ※取組内容等は 1-1-13 に記載
- 1-3-15 常備消防力（消火・救急・救助等）の向上 ※取組内容等は 1-1-14 に記載
- 1-3-16 消防団の活動強化 ※取組内容等は 1-1-15 に記載
- 1-3-17 消防用水の確保 ※取組内容等は 1-1-16 に記載
- 1-3-18 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は 1-1-17 に記載
- 1-3-19 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は 1-1-18 に記載
- 1-3-20 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は 1-1-19 に記載
- 1-3-21 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備 ※取組内容等は 1-1-20 に記載
- 1-3-22 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 ※取組内容等は 1-1-21 に記載
- 1-3-23 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は 1-1-22 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当】

1	-	4	-	1	土砂災害関連施策の推進
取り組み		○土砂災害から人命を守るため、土砂災害の恐れのある地域について、土砂災害警戒区域等の指定を大阪府と連携しながら推進するとともに、ハザードマップ等に掲載し広く周知を図る。また土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物の移転・補強等について、費用の一部助成を行う。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○土砂災害警戒区域等指定箇所数 447箇所 ○和泉市がけ地近接等危険住宅移転事業 ○和泉市土砂災害特別警戒区域内既存不適格住宅補強事業			○大阪府と連携し指定箇所の見直しを実施、住宅移転・補強制度の啓発および活用の促進		
関連計画		和泉市地域防災計画			

- 1-4-2 市有建築物（消防本部・消防署）の老朽化対策・機能更新の促進
※取組内容等は1-1-1に記載
- 1-4-3 地域における防災力の向上 ※取組内容等は1-1-8に記載
- 1-4-4 学校における防災教育の徹底と避難体制の確保 ※取組内容等は1-1-9に記載
- 1-4-5 各種ハザードマップ等の作成及び改訂 ※取組内容等は1-3-6に記載
- 1-4-6 防災協力農地の指定 ※取組内容等は1-1-6に記載
- 1-4-7 避難行動要支援者支援事業 ※取組内容等は1-1-10に記載
- 1-4-8 避難行動要支援者支援の充実 ※取組内容等は1-1-11に記載
- 1-4-9 空家等に関する施策の推進 ※取組内容等は1-1-12に記載
- 1-4-10 緊急消防援助隊の受入体制の強化 ※取組内容等は1-1-13に記載
- 1-4-11 常備消防力（消火・救急・救助等）の向上 ※取組内容等は1-1-14に記載
- 1-4-12 消防団の活動強化 ※取組内容等は1-1-15に記載
- 1-4-13 消防用水の確保 ※取組内容等は1-1-16に記載
- 1-4-14 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は1-1-17に記載

- 1-4-15 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は 1-1-18 に記載
- 1-4-16 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は 1-1-19 に記載
- 1-4-17 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備 ※取組内容等は 1-1-20 に記載
- 1-4-18 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 ※取組内容等は 1-1-21 に記載
- 1-4-19 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は 1-1-22 に記載

(事前に備えるべき目標)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

(起きてはならない最悪の事態)

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【子育て健康部 健康づくり推進室】

2	-	1	-	1	災害時の医療体制の確立及び連携強化
取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の災害拠点病院（岸和田徳洲会病院）との連携強化を図り、平常時及び災害時の救急患者の医療救護体制の確立を図る。 ○和泉市の災害時の拠点となる病院（市立総合医療センター）の医療機器の充実を図る。 ○市立総合医療センター敷地内薬剤備蓄センターの災害用備蓄薬品の適切な管理を行う。 			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○近隣の災害拠点病院である岸和田徳洲会病院と連携し救急患者の医療救護体制の確立を行っている ○医療機器の購入・更新 			<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点病院である岸和田徳洲会病院との連携強化を図り、災害時の救急患者の医療救護体制の確立を継続して実施する ○医療機器の購入・更新を継続して実施する ○災害時に備え市立総合医療センター敷地内に医薬品を備蓄 		
関連計画		第5次和泉市総合計画			

【都市デザイン部 土木維持管理室】

2	-	1	-	2	迅速な道路啓開の実施
取り組み		○災害発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、関係機関と連携し道路啓開体制の充実を図る。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○市内建設業者等と大規模災害時救援協定を締結している			○市内建設業者等と協力体制を確立していく		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【上下水道部 経営総務課】

【上下水道部 水道工務課】

【上下水道部 浄水課】

2	-	1	-	3	災害時における飲料水の確保
取り組み		<p>○浄水場及び用水供給が停止した際等に備え、和泉市上下水道部応急給水活動計画に基づき、応急給水活動を迅速に行えるように体制強化を行う。</p> <p>○災害時における水の確保のため市内6箇所を設置している「耐震性緊急貯水槽」等の設備を地域住民に啓発し防災意識の向上を図る。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○和泉市上下水道部応急給水活動計画策定（策定年度 令和元年度）</p> <p>○和泉市上下水道部応急給水活動計画に基づく訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性緊急貯水槽 市内6箇所設置 ・市内主要な配水池に緊急遮断弁 6箇所設置 ・近隣市との間に緊急連絡管 市内8箇所に設置 			<p>○和泉市上下水道部応急給水活動計画に基づく訓練及び検討を継続して実施</p> <p>○継続した防災訓練等を通じて地域住民に啓発活動を行う</p>		
関連計画		第5次和泉市総合計画、和泉市地域防災計画			

【市長公室 政策企画室】

【生涯学習部 生涯学習推進室】

2	-	1	-	4	防災拠点の整備と確保
取り組み		<p>○スポーツを楽しむ機会の確保に加えて、災害に備えた物資備蓄拠点、災害時における物資輸送拠点や応急仮設住宅の建設地等の防災拠点として活用できる北部地域スポーツ施設の整備を検討する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○物資輸送拠点…2箇所（市立市民体育館、市立コミュニティ体育館）</p> <p>○ヘリポート…2箇所（関西トランスウェイスポーツスタジアム、光明池緑地運動広場）</p>			<p>○大阪市立信太山野外活動センターの利活用について、大阪市と引き続き協議するとともに、他の候補地についても検討する</p>		
関連計画		和泉創発プラン			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

2	-	1	-	5	食料等の安定供給
取り組み		<p>○食料等の確保が困難となった住民に対して円滑かつ確実に物資を供給するため、大阪府との備蓄連携強化や防災備蓄倉庫の整備を進めるとともに、物資の調達及び集積配送体制の構築。</p> <p>○多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。</p>			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
<p>○防災備蓄倉庫の整備（市内 38 箇所）</p> <p>○緊急輸送拠点の整備</p> <p>○食料等の確保に関する協定締結</p>			<p>○防災備蓄倉庫の整備</p> <p>○備蓄物資の計画見直し</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

2-1-6 地域における防災力の向上 ※取組内容等は 1-1-8 に記載

（起きてはならない最悪の事態）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【都市デザイン部 土木維持管理室】

2	-	2	-	1	道路防災対策
取り組み		<p>○豪雨等により道路法面や路肩が崩れ、通行に支障が生じるのを防止するため、危険個所の把握に努め、必要な防災対策を講じる。</p>			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
<p>道路防災対策</p> <p>○風水害対策等により確認した被災個所について迅速な災害復旧に努めている</p> <p>○日常的なパトロールにより危険個所の把握に努めている</p> <p>○土地所有者に対する適正管理等の啓発に努めている</p>			<p>道路防災対策</p> <p>○左記の継続的な取り組みの実施</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

(起きてはならない最悪の事態)

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【消防本部 警備課】
【消防本部 消防署】

2	-	3	-	1	救急救命士の養成・能力の向上
取り組み		○救急救命士の養成計画に基づき養成を行なうとともに、救命処置拡大に伴う、気管内挿管、薬剤投与等ができるよう病院派遣を行い、認定救命士を養成する。			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
○年次計画に基づき救急救命士の養成 救急救命士数 29 名 救急車に 1 名以上の救急救命士を搭乗 ○指導救命士及び認定救命士の養成 (令和 2 年 4 月 1 日現在)			○年次的な救急救命士の養成及び認定救急救命士の養成 ○病院等への研修派遣や指導救急救命士による再教育を実施し、救急救命士を含む救急隊員の能力向上を図る		
関連計画		第 5 次和泉市総合計画			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

2	-	3	-	2	自主防災組織の結成及び活動推進
取り組み		○地域での「自助」・「共助」を強化するために自主防災組織設立数の増加及び設立団体に活動の推進を行う。 ○各種出前講座を地域対象に行い自主防災組織員の人材育成に努める。			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
○各地域での出前講座（防災講話）の実施。内容については、自主防災組織の必要性及び活動の必要性を講話し自主防災組織の増加及び「自助」・「共助」の強化を実施 ○現在自主防災組織設立数 77 団体			○自主防災組織団体数の増 ○各自主防災組織の訓練の促進 (目標：各自主防災組織年 1 回の訓練実施)		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉創発プラン、第 5 次和泉市総合計画			

2	-	3	-	3	応急手当普及啓発の促進
取り組み		○大規模災害時にバイスタンダー（救急現場に居合わせた発見者、同伴者等）の応急手当の実施並びに救命率の向上を図る。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○従来の直接来署による救命講習受講申請に加え、メールフォームでの申請が可能になり来署による負担を軽減、またSNSを利用した広報活動を実施し、救命講習受講の裾野を広げ、バイスタンダーによる応急手当実施の向上に取り組んでいる			○第5次和泉市総合計画で掲げている救命入門コース年間受講者数及び他の講習の受講者数を増加もさせることで、バイスタンダーによる応急手当実施率並びに救命率の向上を図る		
関連計画		第5次和泉市総合計画			

2-3-4 緊急消防援助隊の受入体制の強化 ※取組内容等は1-1-13に記載

2-3-5 消防団の活動強化 ※取組内容等は1-1-15に記載

2-3-6 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は1-1-17に記載

2-3-7 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は1-1-22に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-4 大量の帰宅困難者の発生、混乱

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

【環境産業部 産業振興室 商工観光担当】

2	-	4	-	1	帰宅困難者支援対策の確立
取り組み		<p>○交通機関の途絶により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、情報提供等による円滑な帰宅を支援するため、市独自の帰宅困難者支援に関するガイドライン（帰宅支援マップや広域避難地・避難所案内表示板）の作成等の対策を検討する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策については、市防災計画や関西広域連合が策定する帰宅困難者対策ガイドラインに基づき、帰宅困難者対策の普及・啓発活動を行う また、大阪府が実施する徒歩帰宅者への支援と連携する</p>			<p>○国、府、事業者、関係機関等と連携し、市独自の帰宅困難者支援に関するガイドライン（帰宅支援マップや広域避難地・避難所案内表示板の作成等含む）策定実施に向けて、関係団体と協議調整を行う</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、関西広域帰宅困難者対策ガイドライン			

2	-	4	-	2	公園等における防災機能の充実
取り組み		<p>○災害発生時における応急対策活動の拠点及び一時避難が可能な公園として整備に努める。また、一時避難地となりうる新設公園に防災機能を確保し、災害応急対策となる施設の整備に努めるとともに、既設公園については、改修時に検討を実施する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>【黒鳥山公園整備事業】 ○一部開園済み（8.8ha）防災パーゴラ、災害用トイレ、かまどベンチ、ソーラー灯を設置</p> <p>【松尾寺公園整備事業】 ○一部開園済み（7.7ha）</p> <p>【芦洗公園整備事業】 ○未告示（一部暫定供用） ○令和2年度 実施設計</p> <p>【一時避難地となる都市公園】 （21公園 黒鳥山、松尾寺含む） ○災害用トイレ（つくしの公園、いおり公園） ○防災シェルター（つくしの公園）</p>			<p>【黒鳥山公園】 ○多目的広場他の整備</p> <p>【松尾寺公園整備事業】 ○一時避難地としての整備内容を検討する</p> <p>【芦洗公園整備事業】 ○令和4年度開園予定</p> <p>【一時避難地となる都市公園】 ○移転にともなう旭公園の整備</p>		
関連計画		和泉市みどりの基本計画、和泉市地域防災計画			

2-4-3 防災協力農地の指定 ※取組内容等は1-1-6に記載

2-4-4 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は1-1-19に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【子育て健康部 健康づくり推進室】

2	-	5	-	1	医療救護の充実及び整備
取り組み		○災害時における医療救護を迅速かつ的確に実施するため、医師会、歯科医師会や薬剤師会との具体的な連携のあり方や府等から派遣される医療救護班の受け入れ体制の整備などに取り組む。			
現 状			目 標 令和3~7年度		
○災害時における医療活動に関する協定締結 医師会・歯科医師会・薬剤師会 平成25年3月18日締結			○災害時における医療救護活動の具体的な行動を記載した「(仮称)和泉市災害時医療救護活動マニュアル」の作成		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【子育て健康部 健康づくり推進室】

2	-	5	-	2	災害時の救急医療体制の強化
取り組み		○市立総合医療センターの救急医師の確保により、さらなる救急医療体制の強化を図り、災害時にはより多くの患者搬送の受入に努める。 ○和泉市の災害時の拠点となる病院(市立総合医療センター)を中心とした災害時の医療訓練を各関係機関と連携のうえ行い、災害時の医療体制の強化を図る。			
現 状			目 標 令和3~7年度		
○24時間365日救急患者の受入体制のための救急医師を確保 ○搬送件数は全体の26.3%(令和元年度) ○各関係機関と連携した災害時の医療訓練実施			○救急医師の増員 24時間365日救急患者の受入【継続】 ○搬送受入件数の増加に取り組む ○各関係機関と連携した災害時の医療訓練を継続して実施すると共に訓練内容の検証を行う		
関連計画		第5次和泉市総合計画			

2-5-3 災害時の医療体制の確立及び連携強化 ※取組内容等は2-1-1に記載

2-5-4 救急救命士の養成・能力の向上 ※取組内容等は 2-3-1 に記載

2-5-5 応急手当普及啓発の促進 ※取組内容等は 2-3-3 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【環境産業部 生活環境課】

2	-	6	-	1	生活ごみの適正処理
取り組み		○被災地域の衛生状態を維持するため、一般廃棄物（ごみ）の処理に係る相互支援の協定を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、広域的な支援体制を確保することにより、一般廃棄物処理行政を円滑に実施している。			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
○一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書（平成 25 年 3 月締結）			○和泉市災害廃棄物処理計画を令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、策定予定		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画 和泉市一般廃棄物処理基本計画 泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理基本計画			

【環境産業部 生活環境課】

2	-	6	-	2	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
取り組み		○市域におけるし尿等が適正に処理できるよう「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」を関係市町と締結しており、より一層の連携体制の充実を図る必要がある。			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
○し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書（平成 25 年 3 月締結）			○連携体制の充実		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画 和泉市一般廃棄物処理基本計画 泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理基本計画			

(起きてはならない最悪の事態)

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

**【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】
【福祉部 福祉総務課】**

2	-	7	-	1	福祉避難所の整備・充実
取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ○福祉避難所の資機材等の整備や充実強化を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた福祉避難所の開設・運営マニュアルの整備及び開設・運営訓練の実施。 ○災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の充実を図るとともに、災害時要配慮者の多様な特性に応じた設備等の機能強化に努める。 			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>【危機管理担当】 福祉避難所の備蓄品の整備及び維持管理</p> <p>【福祉総務課】 ○福祉避難所の運営体制の充実 ○福祉避難所（2箇所） ○福祉避難所の設置運営に関する協定を締結した社会福祉法人（6団体）</p>			<p>【危機管理担当】 ○福祉避難所における福祉用具・機材等の充実及び維持管理の徹底</p> <p>【福祉総務課】 ○施設管理者と連携し、開設・運営訓練等を実施していくことで、引き続き、福祉避難所の運営体制の充実化を図る ○福祉避難所運営マニュアルの整備 ○必要に応じ新たな協定締結の検討</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【福祉部 福祉総務課】

2	-	7	-	2	災害時における福祉専門職等（災害派遣福祉チーム等）の確保態勢の充実・強化
取り組み					○大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、大阪 DWAT 本部へ福祉専門職のチーム派遣依頼を行い、指定避難所において、災害時要配慮者の福祉ニーズに対応することで二次被害（状態の重度化や関連死など）の防止等を図る体制を整備する。
現 状					目 標
					令和 3～7 年度
○大阪府災害福祉支援ネットワーク会議に参加し、情報共有を図る					○大阪府災害福祉支援ネットワーク会議に参加し、大阪府との連携強化を図る
関連計画					-

【子育て健康部 健康づくり推進室】

2	-	7	-	3	被災者の巡回健康相談等
取り組み					○被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。
現 状					目 標
					令和 3～7 年度
○大阪府等の実施する研修会に参加					○巡回健康相談体制を検討し体制の確保に努め訓練等の実施を通して体制を検討し整備に取り組む ○「(仮称) 災害時保健活動マニュアル」の作成
関連計画					和泉市地域防災計画 和泉市災害時避難所開設・運営マニュアル

【子育て健康部 健康づくり推進室】

2	-	7	-	4	こころの健康相談の実施
取り組み		○大阪府や和泉保健所、関係機関と連携して、災害により心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、こころの健康に関する相談窓口体制を確保する。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○ホームページや広報等でこころの相談の窓口を周知いのち支える和泉市自殺対策行動計画に基づき、各取り組みを実施		○引き続き相談窓口の周知 ・和泉保健所等と連携し、相談実施体制の確保に努める ○「(仮称) 災害時保健活動マニュアル」の作成			
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時避難所開設・運営マニュアルいのち支える和泉市自殺対策行動計画			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

2	-	7	-	5	避難所の確保と運営体制の確立
取り組み		○大規模災害発生後に被災者の避難生活を支援するため、避難所の受け入れ体制の充実及び確立に取り組む。 ○安全、迅速な避難所開設及び避難所運営を行うため、避難所担当職員に教養・訓練を実施し避難所運営体制の強化を図る。 ○避難所での新型コロナウイルス感染症対策の強化を図る。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○年1回の避難所担当職員に対する全体説明会及び各担当職員と危機管理担当職員にて合同で避難所現地確認及び説明会を実施 ○指定避難所 31箇所 ○福祉避難所 2箇所 ○各避難所新型コロナウイルス感染症対策資機材の配置		○現状実施している避難所担当職員全体説明会及び各避難所現地確認を継続し、担当職員の知識の向上のため避難所運営訓練を実施する ○国・府のガイドラインに沿った避難所開設・運営マニュアルを適時改訂する ○各避難所新型コロナウイルス感染症対策資機材の充実を図る			
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時避難所開設・運営マニュアル和泉市災害時避難所開設・運営マニュアル（新型コロナ編）			

- 2-7-6 避難行動要支援者支援の充実 ※取組内容等は 1-1-11 に記載
- 2-7-7 要配慮者施設の避難体制の確保 ※取組内容等は 1-3-5 に記載
- 2-7-8 自主防災組織の結成及び活動推進 ※取組内容等は 2-3-2 に記載

(事前に備えるべき目標)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

3-1 市役所機能の機能不全

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

3	-	1	-	1	災害対策本部員等の訓練
取り組み		○災害対策本部等の開設・運用にあたる職員や避難所開設等にあたる職員が、災害発生後に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応能力の強化を図る。			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
○毎年、職員（役職等）の対象者を変更し災害対策本部訓練を実施			○毎年実施している災害対策本部訓練をより充実させ、現実的な訓練を行えるようにする。また、専門的な講師等を招き知識の向上を図る		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害対策本部運営マニュアル 和泉市災害時初動マニュアル、和泉市災害応急対策実施要領			

- 3-1-2 市有建築物の耐震化推進 ※取組内容等は 1-1-2 に記載
- 3-1-3 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は 1-1-22 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

3-2 市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【総務部 総務管財室】

3	-	2	-	1	市役所本庁舎・出張所等の機能・設備の充実
取り組み		○災害時の防災拠点としての機能を果たすことのできる安全・安心な新庁舎整備をおこなう。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○令和元年度より新庁舎の整備に着手			○令和3年5月 新庁舎棟 竣工 令和3年~4年 3号館改修工事 令和3年~4年 外構・駐車場、広場等の整備		
関連計画		第5次和泉市総合計画、和泉創発プラン			

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

【子育て健康部 健康づくり推進室】

3	-	2	-	2	業務継続計画（BCP）の適切な運用・確立
取り組み		○大規模災害を想定し、災害応急対策業務及び大規模災害時に必要な通常業務を行なうことができるよう業務継続計画を策定、運用する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
【危機管理担当】 ○和泉市業務継続計画【地震災害編】 （平成27年4月策定） 【健康づくり推進室】 ○和泉市業務継続計画 【新型インフルエンザ等編】 （平成27年4月策定）			○和泉市業務継続計画発動時に適切な対応を行なえるように、本市職員の意識・知識の向上を目的とした訓練を実施する ○本市の状況に合わせて適時改定作業を行う		
関連計画		和泉市地域防災計画			

3	-	2	-	3	受援体制の適切な運用・確立
取り組み		○本市が大規模災害で被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な調整・受入れを行い、効果的に災害対策業務を遂行するうえで必要な資源の準備体制及び対応方針を定めた「和泉市災害時受援計画」に基づく受援体制の充実強化。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○和泉市災害時受援計画 (令和元年1月策定)			○大規模災害時に効率的に運用できるように 適時見直しを図る ○受援計画を用いた訓練の実施		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

3-2-4 緊急消防援助隊の受入体制の強化 ※取組内容等は1-1-13に記載

3-2-5 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は1-1-17に記載

3-2-6 初動体制の運用・改善 ※取組内容等は1-1-22に記載

3-2-7 避難所の確保と運営体制の確立 ※取組内容等は2-7-5に記載

(事前に備えるべき目標)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

(起きてはならない最悪の事態)

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

4	-	1	-	1	防災情報の収集・伝達機能の充実
取り組み		○災害時、緊急時に早期に的確な情報収集や住民への情報伝達を図るために、防災行政無線、登録制メール、各種 SNS の整備を行う。			
現 状			目 標		
			令和 3~7 年度		
○災害時の情報伝達手段の強化として、防災行政無線の戸別受信機の増台を検討する			○地域の町会・自治会館、土砂災害警戒区域や洪水災害の恐れがある地域、高齢者等防災情報が届きにくい方々がいる世帯等に戸別受信機を設置する		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉創発プラン、第 5 次和泉市総合計画			

(起きてはならない最悪の事態)

4-2 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生

4-2-1 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は 1-1-19 に記載

4-2-2 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備 ※取組内容等は 1-1-20 に記載

4-2-3 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 ※取組内容等は 1-1-21 に記載

4-2-4 帰宅困難者支援対策の確立 ※取組内容等は 2-4-1 に記載

4-2-5 防災情報の収集・伝達機能の充実 ※取組内容等は 4-1-1 に記載

(事前に備えるべき目標)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

【環境産業部 産業振興室 商工観光担当】

5	-	1	-	1	市内中小企業等における事業継続計画（BCP）の作成
取り組み		○大規模自然災害発生後に市内中小企業・小規模事業者等における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、中小企業等に対して、BCP策定に要する費用の支援を行う。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○令和2年度に企業BCP策定支援補助金の創設			○市内中小企業者のBCP策定支援を行う。 また、既に作成している中小企業者においても計画の実行性を高めてもらうための方策を検討する		
関連計画		和泉創発プラン			

5-1-2 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は2-1-2に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【総務部 総務管財室】

5	-	2	-	1	庁舎の電力途絶対策
取り組み		○停電発生時に、72時間程度は最低限必要な非常用電源を確保できるよう屋外型非常用発電設備を整備する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○新庁舎整備事業にて、非常用発電設備を施工 3日間分の地下オイルタンクの設置 蓄電可能な太陽光発電設備の設置（40KW）			○適正な維持管理の実施		
関連計画		和泉市地域防災計画			

(起きてはならない最悪の事態)

5-3 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当】

5	-	3	-	1	交通結節点となる都市基盤施設の整備
取り組み		<p>○駅前広場や駅周辺道路の整備・改修を行うことで、駅へのアクセス性の向上、バリアフリー化を図り、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、利用者が安全で円滑に利用できる環境整備を推進する。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○北信太駅前では課題となっている交通結節機能やアクセス性の向上を図るため、北信太駅前整備基本計画を策定（H31年3月）本計画に基づき駅前線や駅前広場などの計画検討を行っている</p> <p>○和泉中央駅前広場では、バスターミナルに一般車両が進入し、公共交通の定時性確保に支障をきたしている</p> <p>また、駅周辺では、慢性的な交通渋滞が発生するなどの課題があるため、駅周辺の交通環境の改善及び玄関口にふさわしい機能性を兼ね備えた駅前空間の整備を予定している</p>			<p>○北信太駅周辺地区都市再生（自由通路、西口広場など）事業完了</p> <p>○和泉中央駅前広場改修工事の実施</p> <p>○和泉中央線交差点改良工事の実施</p>		
関連計画		<p>創発プラン、和泉市立地適正化計画、都市再生整備計画、道路の整備に関するプログラム、和泉市地域公共交通網形成計画</p>			

5	-	3	-	2	基幹農道整備の検討
取り組み		○南部地域の農業交通の利便性向上のため、基幹農道の延伸について、大阪府及び地元と調整を行う。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○未供用部分（九鬼町から善正町）を延伸するにあたり、大阪府と整備手法について検討しつつ、地権者等の合意形成や国庫事業の採択要件等に関する課題の解決に努める ・当初計画6.6kmの内4.5kmは整備済み			○整備手法の検討を含め地元の合意形成が整えば、未整備区間（L=約2.0km）の整備に向けて計画的に進めていく		
関連計画		和泉創発プラン			

5	-	3	-	3	道路の新設、改良、拡幅
取り組み		○必要な道路の新設、既設道路の改良（拡幅・歩道設置等）を行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、利用者が安全で円滑に利用できる道路の整備を推進する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○慢性的に渋滞が発生している交差点の改良計画や歩道のバリアフリー及び歩道未整備区間の通学路の安全対策など現状の課題解決に向けた計画検討を行っている ○その他、老朽化した橋梁の架替や自転車通行空間の安全対策等について検討を進めている			○あゆみ野三丁目交差点改良工事等の実施 ○宮之前橋橋梁架替工事の実施 ○信太5号線道路拡幅工事等の実施 ○道路の整備に関するプログラムに位置づけのある事業の推進 ○自転車通行空間の確保・整備に向けた事業の推進		
関連計画		道路の整備に関するプログラム、和泉市通学路交通安全プログラム、和泉市地域公共交通網形成計画			

5	-	3	-	4	広域緊急交通路や地域緊急交通路等の通行確保
取り組み		○災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するために、和泉市地域防災計画に選定された地域緊急交通路の整備・点検等を推進するとともに、大阪府が選定している広域緊急交通路の各道路管理者と一体となり効率的な緊急交通ネットワークを整備していく。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○【都市整備室 道路河川担当】 大阪府において（都）大阪岸和田南海線等や国道170号の4車線化等の広域幹線道路の整備が進められている ○【土木維持管理室】 道路の整備に関するプログラムに位置づけている事業の推進 			<ul style="list-style-type: none"> ○【都市整備室 道路河川担当】 （都）大阪岸和田南海線等の広域幹線道路の整備推進に向けた協議・調整を図るとともに池上下宮線の事業継続や渋滞交差点の対策について引き続き要望を行う ○【土木維持管理室】 道路の整備に関するプログラムに位置づけている事業の推進を継続して行う 		
関連計画		和泉市都市計画マスタープラン、和泉市地域防災計画 道路の整備に関するプログラム、各個別施設計画			

5-3-5 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は1-1-18に記載

5-3-6 豪雨時等の冠水対策 ※取組内容等は1-3-4に記載

5-3-7 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は2-1-2に記載

(起きてはならない最悪の事態)

5-4 食料等の安定供給の停滞

5-4-1 食料等の安定供給 ※取組内容等は2-1-5に記載

(事前に備えるべき目標)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

(起きてはならない最悪の事態)

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

6-1-1 業務継続計画（BCP）の適切な運用・確立 ※取組内容等は 3-2-2 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

【上下水道部 経営総務課】
【上下水道部 水道工務課】
【上下水道部 浄水課】

6	-	2	-	1	水道の早期復旧
取り組み		<p>○老朽管の更新に耐震管を取り入れ、管路を耐震化することにより、災害による断水、漏水のリスクの軽減を図る。</p> <p>○災害時の応急給水を迅速・効果的に実施できるよう応援協定に基づく各関係機関と連携し訓練を行う。</p>			
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
<p>○水道施設・管路の更新、耐震化の推進</p> <p>○災害時の応援協定等に基づく和泉市水道管工事業協同組合との連携訓練を実施 (和泉市水道管工事業協同組合との協定締結) (堺市・和泉市 災害時等相互応援協定締結)</p>			<p>○水道施設・管路の更新、耐震化を継続して推進する</p> <p>○災害時における応急復旧の連携訓練を継続して各関係機関と実施する</p>		
関連計画		第 5 次和泉市総合計画、和泉市地域防災計画			

6-2-2 災害時における飲料水の確保 ※取組内容等は 2-1-3 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【上下水道部 下水道整備課】

6	-	3	-	1	公共下水道施設老朽化対策の推進
取り組み		○下水道施設の持続可能な予防保全型維持管理を行うため、「公共下水道ストックマネジメント計画」を策定し、計画に基づいた点検、調査及び必要に応じた修繕などを実施のうえ、施設管理の最適化に取り組む。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○令和元年度~2年度にかけて、下水道ストックマネジメント計画を策定予定			○令和3年度以降の事業費については、本計画内で点検・調査にかかる費用を算出・平準化し、点検・調査における長期的なシナリオの作成を行うので、計画策定後記入予定		
関連計画		和泉創発プラン			

6-3-2 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 ※取組内容等は2-6-2に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-4 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

6-4-1 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は1-1-18に記載

6-4-2 豪雨時等の冠水対策 ※取組内容等は1-3-4に記載

6-4-3 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は2-1-2に記載

6-4-4 道路防災対策 ※取組内容等は2-2-1に記載

6-4-5 交通結節点となる都市基盤施設の整備 ※取組内容等は5-3-1に記載

6-4-6 道路の新設、改良、拡幅 ※取組内容等は5-3-3に記載

(起きてはならない最悪の事態)

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

6-5-1 土砂災害関連施策の推進 ※取組内容等は1-4-1に記載

6-5-2 公共下水道施設老朽化対策の推進 ※取組内容等は6-3-1に記載

(事前に備えるべき目標)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 7-1-1 市営住宅の建替事業の推進 ※取組内容等は 1-1-3 に記載
- 7-1-2 市営住宅の長寿命化の推進 ※取組内容等は 1-1-4 に記載
- 7-1-3 民間建築物の耐震化の促進 ※取組内容等は 1-1-5 に記載
- 7-1-4 消防団の活動強化 ※取組内容等は 1-1-15 に記載
- 7-1-5 消防用水の確保 ※取組内容等は 1-1-16 に記載
- 7-1-6 救出救助・消火活動体制の充実・強化 ※取組内容等は 1-1-17 に記載
- 7-1-7 的確な避難勧告等の判断・伝達支援 ※取組内容等は 1-1-21 に記載
- 7-1-8 準防火地域の指定促進 ※取組内容等は 1-2-1 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う交通麻痺

- 7-2-1 民間建築物の耐震化の促進 ※取組内容等は 1-1-5 に記載
- 7-2-2 空家等に関する施策の推進 ※取組内容等は 1-1-12 に記載
- 7-2-3 迅速な道路啓開の実施 ※取組内容等は 2-1-2 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

7	-	3	-	1	森林等の保全
取り組み		<ul style="list-style-type: none"> ○森林区域の基礎調査の実施 ○森林経営計画作成及び計画地内の施業に対する補助 ○間伐材搬出及び林道維持管理に対する補助 ○森林ボランティアの育成 			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○手入れの行き届かない森林が多数存在し、自然災害を誘発している			<ul style="list-style-type: none"> ○森林の基礎調査を完了し、順次、森林所有者の意向調査と森林整備を促進する ○引き続き間伐材の搬出及び林道の維持管理に対する補助を継続して実施していく ○継続して森林ボランティア養成講座を開催し、ボランティアを養成していく 		
関連計画		和泉市森林整備計画、和泉創発プラン			

7-3-2 ため池の防災・減災対策の推進 ※取組内容等は1-3-3に記載

7-3-3 土砂災害関連施策の推進 ※取組内容等は1-4-1に記載

7-3-4 道路防災対策 ※取組内容等は2-2-1に記載

(起きてはならない最悪の事態)

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

【消防本部 予防課】

7	-	4	-	1	危険物等災害予防対策の推進
取り組み		○危険物、高圧ガス等を貯蔵、取扱いする事業所に適正な保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成を指導し災害発生の未然防止及び拡大防止を図る。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○立入検査及び保安検査により法令の遵守を指導する ○危険物等積載車両の一斉取締り			○立入検査及び保安検査により法令の遵守を徹底させる。また自主保安体制の確立、保安意識の高揚を促進する ○放置ボンベ撲滅等の啓発 ○危険物等積載車両の一斉取締り ○法定講習等の受講を促進する		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【環境産業部 環境保全課】

7	-	4	-	2	事業所からの有害物質の流出防止の推進
取り組み		○自然災害等に伴う事故発生により、有害物質使用特定施設から化学物質の周辺環境への流出を予防・防止するため、届出事業者に対し、事故の未然防止対策及び事故発生時の対応策の適切な運用を促すとともに、万が一事故が発生した場合に適切な対応ができるよう、関係機関との連携強化を図る。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○和泉市内には水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設（貯蔵施設）が令和2年4月1日現在で計16箇所あり、毎年実施する立入調査によって、管理体制の確認を行っている			○有害物質の管理体制の強化や事故流出時の対策、対応等の検討について、立入調査時等に年1回以上適切に指導を行う ○有害物質が流出した場合の連絡体制等の構築のため、排出事業者や大阪府等の関係機関との連携強化を図る		
関連計画		-			

(起きてはならない最悪の事態)

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

7	-	5	-	1	農業生産基盤の整備及び復旧
取り組み		○平時より農業生産基盤（農地、農道、水路、ハウス他農業生産関連設備）の維持保全や、災害に備えた施設・設備の強化を行うとともに、有事に早急に生産基盤及び生産活動の復旧が行えるよう、業務継続計画等の策定についても啓発を行う。			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○被災農業者に対して補助金を交付している ○業務継続計画について市HPにて啓発している ○地元水利組合等が維持管理しているため池、農道、水路等の農業用施設について、技術支援並びに補助金による支援を実施している			○左記事業を継続して実施することで、農業生産基盤の強化をめざす		
関連計画		農業振興地域整備計画			

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

7	-	5	-	2	農地の保全
取り組み		○和泉市多面的機能支払事業補助			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○農地、農道、水路、ため池等は単に食糧生産のみならず防災、景観、憩いの場として、維持・保全することが重要につき、農業者と地域住民等が協働で水路、ため池等を維持していく取り組みを支援している（現在、7団体へ補助金を交付）			○左記事業を継続して実施するとともに、当該事業の一層の啓発を図ることで、取り組み団体の拡充をめざす		
関連計画		和泉市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画			

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

7	-	5	-	3	(仮称)和泉市農業振興研究施設整備・運営事業
取り組み		○農業振興を図るため、元府立横山高等学校跡地において農業振興拠点となる施設を整備する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○業務委託により、基本設計及び実施設計を行っている 【場 所】和泉市下宮町 【敷地面積】約2,000㎡ 【建築面積】約270㎡(木造平屋)			○令和3年度 建設工事 令和4年度 供用開始		
関連計画		(仮称)和泉市農業振興研究施設基本計画 (仮称)和泉市農業振興研究施設管理運営計画 和泉創発プラン			

【環境産業部 産業振興室 農林担当】

7	-	5	-	4	鳥獣被害防止対策の推進
取り組み		○有害鳥獣捕獲、侵入防止等総合的な対策を講じ鳥獣被害を防止し、農業従事者の意欲向上を図ることにより、遊休農地の発生を抑制するとともに、農地の有効活用を図る。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止柵を支給している ○年間を通して有害鳥獣捕獲を実施している。 ○遊休農地を借り受けて耕作を始める農業者に対して補助金を交付している			○左記事業を継続して実施することで、有害鳥獣による被害の軽減をめざしていく		
関連計画		和泉市鳥獣被害防止計画			

7-5-5 土砂災害関連施策の推進 ※取組内容等は1-4-1に記載

(事前に備えるべき目標)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備

(起きてはならない最悪の事態)

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

【環境産業部 生活環境課】

8	-	1	-	1	災害廃棄物の仮置場の確保
取り組み		○災害時に発生した廃棄物の処理に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、廃棄物の仮置場にかかる協定を締結している。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○災害に伴い発生した廃棄物の仮置場としての使用に関する協定書（平成24年9月締結）			○民間事業者等と連携し、仮置場の拡充		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画 和泉市一般廃棄物処理基本計画 泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理基本計画			

【福祉部 福祉総務課】

8	-	1	-	2	災害ボランティアの充実と連携強化
取り組み		○実施主体となる和泉市社会福祉協議会において法人内で設置運営部会を定期的開催し、時事的な事例を踏まえたマニュアル改訂や関係書類等の作成。 ○災害ボランティアセンター開設に当たり、迅速な対応と円滑な運営を目指し、平時からの意識付けと継続的な訓練の実施。 ○福祉避難所と併せた情報共有を行い連携強化に努める。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○和泉市社会福祉協議会との間に協定を締結 【和泉市社会福祉協議会】 ○災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの改訂 ○災害ボランティアの事前登録者募集			○必要に応じ協定書の見直しを検討 【和泉市社会福祉協議会】 ○災害ボランティアセンター運用マニュアルの策定 ○災害ボランティアセンターの開設・運営・連携に関するシミュレーション訓練の実施 ○災害ボランティアへの活動に関する研修実施		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市地域福祉活動計画（和泉市社会福祉協議会）、和泉市地域福祉計画			

8	-	1	-	3	災害廃棄物の適正処理
取り組み		○災害廃棄物等の早急かつ適正な処理を図るため、収集運搬については「災害時団体救援協定書」を締結しており、処分については「災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定書」を締結している。令和3年度にかけて災害廃棄物処理計画の策定に取り組む。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○災害時団体救援協定書（平成19年6月締結） ○大規模災害時救援協定（平成22年1月より随時締結を行っている） ○災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定書（平成24年9月締結） ○一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定書（平成25年3月締結）			○和泉市災害廃棄物処理計画を令和2年度から令和3年度にかけて、策定予定		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画 和泉市一般廃棄物処理基本計画 泉北環境整備施設組合一般廃棄物処理基本計画			

（起きてはならない最悪の事態）

8-2 生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の遅延

【市長公室 公民協働推進室 危機管理担当】

8	-	2	-	1	災害復旧対策の強化・整備
取り組み		○災害発生後の住民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防することを基本とし復旧事業を推進する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○国及び府の基本計画をもとに復旧事業計画の策定の検討を実施			○各課・室及び大阪府と連携し和泉市災害復旧事業計画の策定に向け調整を実施 ○和泉市災害復旧事業計画の策定等に係る体制や手順の確立		
関連計画		和泉市地域防災計画			

8	-	2	-	2	災害復興対策の強化・整備
取り組み		<p>○復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。</p> <p>※災害復興対策とは 災害に強く安心して暮らせる都市の実現と被災者の速やかな生活再建を図るためには、できるだけ早期に都市の復興計画を定め、迅速かつ円滑に復興事業を進めていかなければならない。また、いつ起こるかわからない地震災害に対しては、防災対策と同様、被災後の復興対策についても、日頃から考え、準備しておく事前復興の取り組みが重要である。</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
-			<p>○各課・室及び大阪府と連携し和泉市災害復興事業計画の策定</p> <p>○和泉市災害復興事業計画の策定等に係る体制や手順の確立</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

8	-	2	-	3	迅速な災害窓口の体制整備
取り組み		<p>○被災者支援総合窓口の開設</p> <p>○災害見舞金及び災害弔慰金の支給、災害援護支援金貸付の実施</p> <p>○被災者生活再建支援金の給付</p>			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
<p>○被災者支援総合窓口を開設し、被災者からの相談に応じ生活支援を実施（平成30年度）</p> <p>○災害見舞金及び災害弔慰金の支給、災害援護支援金貸付を実施</p> <p>○大阪府版被災者生活再建支援金を給付（令和元年度）</p>			<p>○被災者へ適切な支援措置を講じるための連携・協力体制を確保する</p> <p>○迅速な支給を実現できるよう、被災者生活再建支援金給付に関するマニュアルの整備及び情報共有</p> <p>○被災者支援業務に関する研修会への参加等知識・技術の維持向上に努める</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

8	-	2	-	4	迅速な罹災証明書の発行
取り組み		○自然災害発生時に、速やかに罹災証明書を発行する			
現 状			目 標		
			令和3～7年度		
○被災者からの申請に応じて、罹災証明書を発行している 平成30年台風第21号における罹災証明書発行件数：3,607件			○市の広報紙やウェブサイトにて、申請方法等を市民に周知 ○受援時において、速やかに罹災証明書を発行できる体制づくりの検討		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

8-2-5 外国人に対する情報発信の充実 ※取組内容等は1-1-19に記載

8-2-6 外国人への通訳ボランティア派遣体制の整備 ※取組内容等は1-1-20に記載

8-2-7 災害ボランティアの充実と連携強化 ※取組内容等は8-1-2に記載

(起きてはならない最悪の事態)

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

8-3-1 都市基盤施設の老朽化対策 ※取組内容等は1-1-18に記載

8-3-2 治水対策 ※取組内容等は1-3-1に記載

8-3-3 公共下水道施設老朽化対策の推進 ※取組内容等は6-3-1に記載

(起きてはならない最悪の事態)

8-4 文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

【総務部 総務管財室】

8	-	4	-	1	復旧資機材の調達・確保
取り組み		○災害発生後、応急復旧に必要な物資、車両及び資器材の調達を迅速に行うため、物資調達・供給マニュアルを作成し、体制を整備する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○緊急物資の調達・供給を迅速に行うため、官民連携した具体的な行動計画の策定			○令和3年度までに物資等調達・搬送計画を策定する		
関連計画		和泉市地域防災計画			

【生涯学習部 久保惣記念美術館】

8	-	4	-	2	文化財の防火・防災対策
取り組み		○美術館における防災計画を策定し、文化財が被災した場合の応急措置マニュアルを作成。 ○災害発生時に人命を守るため定期的な避難訓練のほか、文化財(美術工芸品)の緊急持ち出し訓練の実施。 ○被災のため収蔵庫での保管が困難になった場合に備え、近隣の博物館施設等との連携強化を図る。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○防災計画の策定と応急措置マニュアルの作成を検討 ○火災発生を想定した避難および消火訓練を年1回実施 ○近隣博物館等との連携強化の検討・調整			○防災計画を策定し、応急措置マニュアルの作成する ○火災発生を想定した避難及び消火訓練の実施を継続 ○近隣博物館等との連携強化を図る		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

【教育委員会事務局 生涯学習部 文化遺産活用課】

8	-	4	-	3	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発
取り組み					
<ul style="list-style-type: none"> ○文化財を災害から保護するため、住民に対し文化財保護について啓発活動を行う。 ○所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。 ○火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。 ○指定文化財の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を市（教育委員会）を経由して府（教育委員会）に報告するなどの体制を整備する。 ○文化財の所有者及び管理者の防災意識を啓発するため、本市・国・大阪府との連携により文化財耐震診断や文化財保存活用計画の策定をおこなう。 					
現 状			目 標		
			令和 3～7 年度		
<ul style="list-style-type: none"> ○文化財防火デーにおける防火設備の点検 ○令和 2 年度史跡池上曾根遺跡保存活用計画策定（予定） 			<ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練の実施を促進し、防災意識の啓発を図る ○建造物以外の文化財についても防災意識の啓発を図る ○史跡池上曾根遺跡の既整備地の再整備及び未整備地の基礎整備を行う ○史跡和泉黄金塚古墳の保存活用計画の策定 ○文化財所有者等に対して文化財保存活用計画の策定などを働きかける 		
関連計画			和泉市地域防災計画、史跡池上曾根遺跡保存活用計画 和泉市災害時受援計画		

8-4-4 自主防災組織の結成及び活動推進 ※取組内容等は 2-3-2 に記載

(起きてはならない最悪の事態)

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【都市デザイン部 建築住宅室】

8	-	5	-	1	応急仮設住宅の早期供給体制の整備
取り組み		○災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、応急仮設住宅を建設し、供与する。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○入居者の募集、応急仮設住宅建設用地の選定及び建設、応急仮設住宅の管理 ○応急仮設住宅建設候補地(3カ所)計754戸			○早期供給体制及び建設候補地の拡充 ○災害時に円滑に運用できるように、体制整備を充実させる ○1候補地あたり一戸(2~3人)につき約30㎡程度(場所については、応急仮設住宅建設候補地(3ヶ所)以外に10戸程度の面積が確保できる場所とする)		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

【都市デザイン部 建築住宅室】

8	-	5	-	2	借上型仮設住宅等の早期供給体制の整備
取り組み		○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、民間賃貸住宅借上制度や大阪版借上型仮設住宅制度等の運用を円滑に行い、公共住宅や民間住宅の提供が行えるよう、大阪府等との連携強化、情報共有を図る。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度(借上型仮設住宅)地域別説明会に参加するなど、大阪府との連携強化、情報共有を図った			○早期供給体制の充実 ○災害時に円滑に運用できるように、体制整備を充実させる ○大阪版みなし仮設住宅制度要綱を理解し、災害時に円滑に運用できるよう体制整備を充実させる		
関連計画		和泉市地域防災計画、和泉市災害時受援計画			

8	-	5	-	3	被災住宅の応急修理
取り組み		○災害救助法に基づく被災住宅の応急修理の支援を行う。			
現 状			目 標		
			令和3~7年度		
<p>○住宅が半壊又は半焼し、そのままでは、当面の日常生活が営めず、かつ、自らの資力では応急修理できない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理の支援を行う</p> <p>○市営住宅が被災した場合、応急修理を行う</p>			<p>○災害時に円滑に運用できるよう制度の整備・充実を図る</p>		
関連計画		和泉市地域防災計画			

8-5-4 防災協力農地の指定 ※取組内容等は1-1-6に記載

8-5-5 防災拠点の整備と確保 ※取組内容等は2-1-4に記載